

第1回BSE対策検討会 議事要旨

開催日：平成13年10月5日

場 所：三田共用会議所

連絡先

農林水産省生産局畜産部畜産技術課

下平、田中、藤岡

TEL：03-3502-8111（内線 3891、3892、3894）

第1回BSE対策検討会 議事要旨

平成13年10月5日

於・三田共用会議所

○田原畜産技術課長 定刻になりましたので、ただいまから第1回BSE対策検討会を開催させていただきます。

私、畜産技術課長の田原でございます。座長が選出されるまでの間、私が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、農林水産省牛海綿状脳症対策本部長である遠藤農林水産副大臣より御挨拶申し上げます。

○遠藤農林水産副大臣 皆さん、御苦労さまでございます。何かと御多用のところをお集まりいただきして大変恐縮に存じます。

しかし、事の重大さが重大さでございますので、急な御案内、御容赦のほどをお願い申し上げます次第でございます。

けさのニュースでロシアの飛行機が撃墜された。すわ、テロかと思いましたが、あのニューヨークのWTCビルの旅客機が続けざまに自爆テロ、あれを見ましたときには何かこうコンピューターグラフィックで物を見ているような一種異様な錯覚といいますか、口もきけない状態でした。いわばあってはならない、起こるわけがないようなことがあのような画面で生々しく映し出されました。

今度の牛海綿状脳症が日本でも発生したことは、本当に腰が抜けるほどの驚きでございまして、大変な事態であるということで深刻に、かつ重大と受けとめておりまして、今日まで全力を挙げてその対応に奔走してまいりました。

しかし、その対応の問題によっては多くの方々の御意見を拝聴した上で決めた方がよいのではないかとこのうふなこともございます。日本が第19番目の牛海綿状脳症の発生国になったということは非常に残念ではございますが、一刻も早く感染源を特定し、感染の経路を解明して、消費者や生産者に疑心暗鬼や不安を募らせないような対応をしっかりと打って、揺らぎ始めた食に対する安全というものを再び確立したいと、このように考えているところでございます。

まず千葉県内で発生したわけで、同居していた牛はすべて移動を禁止し、その牛がどこから来たか、北海道ということで、北海道で同じように飼われていた牛も移動を禁止した上で、すべてと殺、焼却処分にさせていただきました。もちろん生存している牛からはBSEに感染したという証拠はございませんでした。全部陰性ということでございます。

そのほかに日本全国で飼われているものは約 453 万頭の牛がございますが、14 万戸を超える農家で飼われております。すべて個別に検査員が当たりまして、中枢神経等の異常が見られないかどうか、どんなえさを食べていたのかまで調査させていただきました。

これまでのところ、すべての飼育頭数調査を完了いたしました。異常は報告されておられません。

ただ、残念なことに、食べさせてはならない肉骨粉を牛に食べさせているという事実が判明し、既に 200 戸を超え、かつ、8000 頭になんなんといたしております。

牛海綿状脳症はプリオンの異常な発生ということでございますが、肉骨粉がその運び屋ではないかということが国際的にも定説となっているようでありまして、多くの消費者、国民の皆さん方も肉骨粉に問題ありということがほぼおおむね定着しつつあるようでございます。

しかし、今さら申し上げるまでもなく、肉骨粉は大きなリサイクルの一環でございまして、これをレンダリング加工したり、あるいは焼却したりする、そういう過程がなければと畜場にはすさまじいばかりのいわばと畜解体残渣が積み上がってしまうわけでありまして、言ってみればそれを利用してくださる方々もあって初めてリサイクルというのが確立するわけでございます。

しかし、肉骨粉の持つ非常に大きな意味から考えても、むしろ多くのそれぞれの立場やジャンルの方々から広く御意見を賜った上で結論を出した方がよかろうと。その意味でこのような会を持たせていただきました。このような会である程度のまとまりができるまでの間、肉骨粉の輸入は停止、国内における製造・販売も停止、こういう措置をとらせていただいておりますし、今、国会開会中でございますが、多くの議員の方々から法律をもって禁止せよというふうな御意見も出ているものでございますので、可能な限り速やかな御結論が出るようにお取り計らいいただければ大変ありがたいと存じます。

ともあれこうした肉骨粉の扱いも含め、いわゆる狂牛病に対する疑心暗鬼、国民の不安というものを一刻も早く鎮静させていただいて、そしていろいろな問題に有効な手だてを機動的に発動できるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

どうか皆様方の忌憚のない御意見、また、いろいろお立場やお仕事の面で強く主張しなければならぬということもおありだろうと思いますし、残念ながらそれは少数意見だというふうなこともあるかもしれません。しかし、それはそれとして、少数意見としてまた我々も耳を傾けていかなければならないと考えておりますので、御理解のほどを賜りたくお願い申し上げます。

きょうは私のある意味では日ごろ常に交友を深めております厚生労働省梶屋副大臣にもお越しいただきました。現在厚労省の方に新たな手法による厳しい食肉に関する検査をやっていただくということで準備を進めさせていただいておりまして、御理解を賜りまして、この 18 日をめどに新しい方法で検査体制を確立していただくことになっておりまして、それ以降は疑問のあるような食肉は市場には出回らない。こういうようなことに体制を整えていただいております。今後とも厚労省と意思の疎通を図り、力を合わせて食の安全の確立のために全力を傾けるつもりでございますので、格別なる御指導のほどを賜りたくお願い申し上げ、一言でありましたが、御礼の御挨拶とさせていただきます。

きょうは本当にありがとうございました。

○田原畜産技術課長 ありがとうございました。

続きまして、厚生労働省の梶屋厚生労働副大臣から御挨拶いただきます。

○梶屋厚生労働副大臣 皆さん、大変に御苦勞さまでございます。厚生労働副大臣の梶屋敬悟でございます。

本日第 1 回の B S E 対策検討会が行われるということでございまして、遠藤副大臣、そして農水省の皆様方とともに私ども厚生労働省、共同して対策に当たっております。本日はそうした立場から出席をさせていただいております。農林水産省と協力をし、完全な連携体制をとり、万全を期していきたいと、こんな気持ちでおります。

どうぞ本日は皆様の忌憚のない御指導、御意見をいただきたいと思っております。

私ども厚生労働省といたしましては、1996 年、牛海綿状脳症が人への感染をするのではないかと、こういう情報が入りましてから今日まで、科学的な知見をもとに対策を懸命に講じてきたところでございますが、今般こうした事態を迎えたわけでございます。まことに残念であります。遠藤副大臣の方からは世界で 19 番目というお話がありました。アジアで最初の今回の牛海綿状脳症確認と、こういう事態を受けまして、遠藤副大臣から

もお話でしたが、だいたい今月中にと言っておりましたが、今遠藤副大臣の方から 18 日という日にちをお示しになりました。10 月 18 日を目標に、ただいま全国のと畜場、あるいは食肉衛生検査所でスクリーニング検査ができる、しなければならんという体制で今万全の準備をいたしております。何分にも全国でありますし、相当数の検査所があります。都道府県の御協力をいただいて、今準備に努めているところでございますが、何とか各都道府県の御努力もいただいて、10 月 18 日から検査開始の体制をつくり上げたいと、こういう思いで今準備をしているところでございます。

それまでの間については既に御案内のとおり、農水省の方では出荷調整をしていただいておりますし、私どもの方でも 30 カ月齢以上の牛は受けつけないというような体制で今とありあえずの体制を組んでいるところでございますし、さらにはまた目とか、あるいは脳、脊髄などのいわゆる危険部位 4 部位は焼却をするという体制で現在のところ推移しているところでございます。

なお、本日は、加工食品の中に脳などの特定危険部位が混入しているのではないかと、こういう御懸念もあるわけでありまして、食品の製造、加工者の皆様に広く自主点検のお願いをいたしたところであります。

今後とも厚生労働省といたしましても、農林水産省と連携いたしまして、食肉の安全性確保対策を進めるとともに、国民の方々への情報公開ということに万全を期してまいりたい、努力をしてまいりたいと、このように思っております。

どうぞきょうはよろしくお願い申し上げます。

○田原畜産技術課長 ありがとうございます。

遠藤副大臣、梶屋副大臣、岩永農林水産大臣政務官におかれましては、時間の許す限り本検討会に御出席いただくことになっておりますが、何分公務多忙の折でございます。途中退席されますことも想定されますが、あらかじめ御了承願いたいと存じます。

○田原畜産技術課長 それでは、今回初めてお集まりいただきましたので、委員の御紹介から始めさせていただきます。

向かって右側からでございますが、網中委員でございます。

井島委員でございます。

1 人飛びまして、伊藤亘委員でございます。

上野委員でございます。

梅原委員でございます。

大塚委員でございます。

小笠原委員でございます。

小野寺委員でございます。

川島委員でございます。

熊谷委員でございます。

沢谷委員でございます。

椎野委員でございます。

志澤委員でございます。

申委員でございます。

須藤委員でございます。

寺内委員でございます。

野間委員でございます。

間委員でございます。

羽根田委員でございます。

日和佐委員でございます。

深澤委員でございます。

藤田委員でございます。

松田委員でございます。

三村委員でございます。

和田委員でございます。

本日、伊藤研一委員、東委員におかれましては、やむを得ない事情で御欠席されるということでございます。伊藤委員の代理として石浜様、東委員の代理として秋元様に御出席いただいております。

続きまして、厚生労働省の主な出席者を御紹介いたします。

高谷監視安全課長でございます。

両副大臣には御挨拶いただきましたので、続きまして、農林水産省の主な出席者を御紹介いたします。

岩永農林水産大臣政務官でございます。

梅津審議官でございます。

○田原畜産技術課長　続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

番号を振っておりますけれども、資料１が「議事次第」でございます。

資料２が「委員名簿」。

資料３が「ＢＳＥ発生の経緯と農林水産省の対策の概要」。

資料４が「厚生労働省における対策の概要」。

資料５が「肉骨粉の生産、輸入、利用の実態」。

資料６が「肉骨粉の飼料利用の現状と規制」。

資料７が「肉骨粉のペットフード利用の現状と規制」。

資料８が「肉骨粉の肥料利用の現状と規制」。

そのほか番号は付しておりませんが、参考資料として「ＢＳＥ関係Ｑ＆Ａ」。

以上の資料を配付しております。もし抜けておりましたら事務局の方にお知らせください。

○田原畜産技術課長　さて、本日のＢＳＥ対策検討会は、生産者、消費者及び関係業者などの幅広い関係者から意見をお聞きすることを主眼としておりますので、委員の中から座長選を選んでいただき、今後の議事進行をお願いしたいと考えておりますが、何か御意見がありましたらお願いいたします。

○委員　畜産物、それから食品の衛生とか安全に大変御見識をお持ちの熊谷委員にお願いしたらいかがでしょうか。

○田原畜産技術課長　ただいま委員から熊谷委員に座長をお願いしてはどうかという御提案がございましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田原畜産技術課長　それでは、熊谷委員に座長をお願いいたします。熊谷委員、座長席の方におつき願います。

これ以後、議事に入らせていただきますので、プレスの方々、カメラ撮りが終わりましたら御退出願います。

○田原畜産技術課長 それでは、これからは熊谷座長に議事をお進めいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○座長 御紹介にあずかりました熊谷でございます。

非常に大役を仰せつかりまして、何とぞ議事進行に御協力いただきたく、お願いいたします。

○座長 最初に、この検討会の議事の運営につきまして、2、3お諮りしたいことがございます。

1つは、議事の公開・非公開の方針でございまして、この検討会は、消費者、生産者、関連業者の間にあるBSEに対する不安を解消するための対応について御検討いただくということでございまして、非常に国民の関心も高いということでございますので、原則公開で行うべきと考えております。

このため、プレス関係者などは別室で傍聴していただくことになってございます。その点についてお諮りしたいことと、もう1つは、検討内容によりましては、必要に応じて随時非公開として、会議の途中でありましても委員の要請、あるいは座長の判断で非公開とさせていただくことができるというふうにしたいと考えております。

それから、非公開とした場合は、会議後に座長がプレスにその内容をお話しさせていただくということ。

それから、議事録につきましては、公開・非公開にかかわらず、詳細な議事要旨を委員の皆様の御確認を得た上で公表させていただくということが適当なのではなかろうかというふうに考えております。

公開につきましては、こういった方針を考えてございますけれども、この点につきまして御異議、あるいは御質問等ございますでしょうか。

○委員 ちょっと確認させていただきたいと思います。今、議事の公開というお話でございましたけれども、会議そのものの公開ではないわけでしょうか。その点、ちょっと伺いたいと思います。

○座長 これは基本的に会議そのものの公開と考えて、私はそういうふうに考えてございますが。

○委員 そうしますと、会議を何らかの形で、人数なり何なりの制限はあっても一般からの傍聴ができるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○座長 ええ、そういう理解です。

ほかにございますでしょうか。

○遠藤農林水産副大臣 傍聴は座長の許可を得てですね。

○座長 傍聴につきましては、座長の了解ということは考えておりませんが。

○田原畜産技術課長 スペースだとかいろいろございますので。

○遠藤農林水産副大臣 もう議事になったら座長の権限ですから。

例えばいっぱいになったり、プレスが今のようになっている状態で会議をおやりになるかどうか。

○座長 すみません。傍聴と私が申していますのは、別室で傍聴も傍聴と申しているわけなんです、それを含めた意味です。

○遠藤農林水産副大臣 今の御意見はこちらへ、中へ入ってという意味じゃなかったんですか。

○委員 今のところ、いろいろな審議会、検討会など一般からの傍聴をあらかじめ申し込んで、人数の制限はありますが、立場の差別はなく、傍聴ができる形を多くの会はとっておりますので、その点をちょっと確認させていただきたいと思ったんです。

○座長 基本的には傍聴はだれでもできるということを原則にしたいと思います。

ただし、今回のように急場で会議場を設営しなければならないという事態のときには別室で傍聴いただく。あるいは人数に制限を設けるということもあり得ることかと思います。

そのほかに御意見ございますか。

きょうは、先ほど副大臣もおっしゃいましたように、忌憚のない御意見ということで、ぜひお願いしたいと思います。

公開・非公開についてございますか。

○委員 初めてのこのメンバーですから、私もまだ皆さんのお立場も十分理解しておりません。私は全国の食肉衛生検査所を代表してまいりましたが、我々がこの場面で初めてお会いして、議論のスタートからいろいろな立場の意見が交わされると思います。もちろん専門用語なり、その業界の用語なり、我々も知らないこともあろうかと思いますが、そういう中で専門家しかわからないような議論が場面によっては出てくるであろう。そういうときに、いわゆる関係者の前後左右に係わる諸問題についてすべてを公開するというか、そういう場面で議論できるのかなとちょっと懸念があると思いますので、原則公開は結構だと思うんですが、例えば人権にかかわるようなことも場合によっては出てくるかも

しれません。そういうところの場面では御配慮いただきたいと思います。

○座長 先ほど申しましたように、内容によりましては随時非公開というふうにさせていただきたいと思います。それは委員あるいは私の判断でそれをさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

○委員 確認させていただきたいのですが、原則公開で、可能な限り広い会場をとっていただいて、別室ではなくて、その場でなるべく大勢の方が傍聴できるような配慮をぜひしていただきたい。やむを得ない場合には別室も構いませんけれども、基本はなるべくそうしていただきたいという願いが1つと、それから随時非公開、それはプライバシーにかかわることだとか出てくると思いますので、それは随時非公開でいいのですが、非公開にする場合ですね。これから1時間は非公開にするというようなやり方なのか、あるいはある会議、例えば3回目の会議は全部最初から終わりまで非公開にするのか、むしろ私は随時という意味はこれから1時間ないしそのぐらいの時間は非公開にいたしますという、限定された非公開ということが望ましいのではないかと私は思っているんですが、どのようにお考えでいらっしゃいますか。

○座長 この件につきまして、御出席の委員から違う御意見ございますか。

2番目の問題についてですね。

例えば限定した1時間、これから非公開にするぞという、そういう仕方でよろしいですか。1時間とは限りませんが、例えばこれから自分がお話しする内容は非常にプライベートな部分にかかわることですというふうに言明していただいて、そこから30分、あるいは1時間非公開にするという、そういう御提案ですね。

○委員 そうです。

○座長 もし御異議がございませんでしたら、そういう方針で臨ませていただきたいと思います。

それから、1番目の大きな部屋を用意するということですね。これは私自身も個人的にはそういうふうに思うわけですが、それについてはいかがでしょうか。つまり傍聴人は基本的には同室内で、たまたし、その場合、ルールをきちんと設けておくということが必要かと思いますが。

○田原畜産技術課長 事務局の方からのお願いでございますけれども、公開にした上での傍聴、なるべく皆様方から自由闊達な意見も欲しいということもありまして、別室にてスピーカー等を通じてこのやりとりの模様を傍聴していただく格好にさせていただきたいと

思います。

○委員　そういう形で傍聴を別室でという会議があるのですが、そこでの傍聴者の不満というのが非常に大きいんです。見えないし、声だけが聞こえてくる。映像もということもあるかもしれませんが、声だけが聞こえてきて、一体だれが発言しているのかよくわからない。それは本当の公開なのかどうか。無理には言いませんけれども、可能であるならば、可能な限り広い部屋をとって、その場で一緒に聞けるような配慮が私は必要だと思います。

○委員　私も一番初めに確認させていただいたのは、同室での公開、傍聴ということを原則にさせていただきたいということで発言いたしましたので、今日和佐委員の発言と同じ気持ちです。

今までいろいろな会合が同室での傍聴という形をとっておりますけれども、その不都合というのはなかったと思うんですね。当然会議の進行に差し支えるような何かあった場合には、そのときの対応というのは必要だと思いますけれども、初めから別室ということを実行するのは私はちょっと納得できません。

人数につきましては、これは非常に少ない人数であっても、私たちは常にいろいろな会合に往復はがきで出しまして、そして今回はあなたが傍聴できます、今回はできませんということをしょっちゅう繰り返しておりますけれども、だれか同じような仲間が、きょうはだれが傍聴に行っているということになりますので、できるだけ多くの人数とは思いますが、人数の制限はあっても、その場での傍聴ができるということが非常に大きな意味での情報公開であり、特に今回のようにできるだけ信頼を取り戻す、不信をなくしていくということにあっては、その辺はむしろ一般の傍聴、同室での傍聴というのをぜひ原則にさせていただきたいと思います。

○座長　この件につきしてほかの意見ございますでしょうか。

これはきょうが初めてですので、きょうはいずれにしても物理的に無理なので、別室で傍聴していただいていますけれども、先ほどの非公開というのがきょう初めてでございますので、どの程度非公開にすべき事態が出るのかというのがもうちょっと様子を見なければわからないということがあります。もし非公開がこの会議において非常に頻繁にあるようですと、やはり事務的にも別室の方が便はよろしいかと思います。

ただし、原則どうかということになりますと、同室でもよろしいかと思いますけれども、ただ、きょうはこうして始まっていますので、一応きょうは別室ということで進めさせて

いただきます。これは事務局の方の準備の都合とかいろいろあろうかと思いますが、きょうはこれで進めさせていただきまして、原則公開とするまではいいですけども、原則同室で傍聴するということまできょうちょっと言明してよろしいかどうかという、そういう部分なんです、ほかの委員、もし御意見がございませでしたら、原則的には公開ということまでははっきりしているのですが、傍聴を同室ということまで原則に入れるかどうか。

○委員 先ほど申し上げましたけれども、あれは私の一応の意見です。今のお話を伺っていて、この問題については信用を失墜している現在の状況を打破するためには、国民の皆さんの応援がなくてはだめだと思います。ですから、厳しい場面もあるかもしれませんが、原則公開、傍聴でよろしいんじゃないですか。

○座長 ほかに御意見いただけますでしょうか。

○委員 一般の皆さん方も心配ですが、我々の厳しい現状を知ってもらうためにも、30人か50人かはぜひ仲間として参加してもらって、どの業界がどういう厳しさかということを理解していかないと、一般の人は余計にむだな心配をされますので、ぜひそういう方向で同室が何百人といったら困るでしょうが、代表者が30人か50人かはいいのではないかなと私は思うところです。

○梅津審議官 事務局でございしますが、会議開催の事情だけ御説明申し上げます。

きょう、実は農水省の会議ではなくて、ここをとりましたのは、これだけの人数を収容できる会議室が農水省にないということになんです。一番広いのが第二特別会議室、それから三番町の分庁舎ですけども、これだけの委員人数を収容できる会議室がございません。そこで、急遽この三田の会議所をお願いしました。

26名の委員プラス事務局数名で30名を超える委員になります。それに随行者を加えますと、かなりの人数になります。

ちなみに、農水省が諫早のいわゆる第三者委員会、検討委員会を春から行っておりますけれども、これは別室で傍聴するという形をとっております。あらかじめ人数に制限がありますので、日時を決めて申し込みの上、100人を超える場合は抽せんという格好でやっていると聞いております。マスコミと一般の方は人数は別枠です。マスコミの関係についてはあらかじめ一定の人数を、一般の方々は何人をとという格好で申し込みを得た上で、抽せん決めております。

そういう意味で、物理的にこれだけの人数の方々に御参加いただいた上で、なおかつ一

般の方々が御出席、参加した格好での会議運営が可能なスペースがあるかどうか、率直に言って自信のないところでございます。

それから、今座長の方から随時座長の御判断で非公開とできるという御提案がございましたけれども、そうしますと、その都度ほかの方々に退席いただいたり、また再度入席いただくというふうなことが必要になってくるかと思います。

そうした会議場をセットする側からの事情もあるということもお含みおき、御理解願えればありがたいと思います。

○座長 事務的になかなかそれが困難という御説明なんですけれども、原則として同室内傍聴、しかし、物理的、事務的に不可能な場合は別室で傍聴いただくという、そういう表現ではどうかと思うんですが、御異議ございませんでしょうか。

事務局の方、それでいかがですか。

○田原畜産技術課長 我々としては、会議の運営、設営等の上からも、実は別室傍聴というのを基本にしていただければありがたいと思います。

○座長 先ほどの御意見にもありましたように、国民の不信感を払拭するには原則同室傍聴、隠し事が一切ないんであるという原則がよろしいのではないかと思います。しかし、物理的、事務局にこれだけの人数ですので、果たしてそれがどこまで許容できるかということについては、今のところ確実なことは言えないということにさせていただいてもよろしいですか。

〔「賛成です」「議長に一任したいと思います」「議事進行」の声あり〕

○座長 そうしましたら、原則同室傍聴、しかし、事務的、物理的にかなわない場合には別室で傍聴いただくということ。

それから、その場合にルールが、これは別室であろうと同室であろうと、例えば人数に制限を設ける、会議を妨害するというような行為は許されないとか、いろいろそれに付随するルールがあると思います。そのルールにつきましては、今これを議論していますと、これだけできょう終わってしまいますので、これは事務局でルールをつくっていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○座長 それでは、議事の運営につきまして、まず第1点は片づきましたけれども、もう1、2点ございます。

1つは、代理の方の出席につきましては、委員の方がやむを得ぬ事情で出席できないと

いう場合も当然――きょうもございますけれども、想定されますので、代理の方の出席は認めていただく。しかし、その場合に、採決という事態になるかどうかわかりませんが、採決、それから御発言は基本的に御遠慮いただき、御意見がある場合には代理の方を通じまして書面で座長にお出しいただき、必要な場合には私の方から、あるいは事務局の方からその御意見を披露させていただくということがよろしいのではないかと思います、この点につきましてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○座長 それから、最後に検討会の趣旨を踏まえますと、必要に応じて参考人を招致し、御意見をお伺いすることができるようにすることが適当ではないかと思うわけです。例えば専門家につきましても非常に多岐にわたると思いますので、いろいろな場面でどうしてもそうした御意見をいただかなければ議事を進めることができないという事態が想定されますので、そういったこと等を考えますと、必要に応じて参考人を招致できるというふうなシステムで運営したいと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○座長 それでは、本検討会の議事の運営につきまして座長の方からの提案はこれだけでございます。

ほかにもしございましたら。

○委員 ここで申し上げることかどうかちょっとわかりませんが、この委員の名簿、これは正式にはここへ来て初めて拝見しました。実は委員が昨日請求をしてこの名簿をとられまして、それを見せてもらったんですけれど、私としてはここへ来て初めて見たわけです。

それで、26名ですか、委員になっておりますが、この検討会の開催についてという趣旨を拝見いたしますと、消費者、生産者、関連業者の間にということですし、それからこれを受けて消費者、生産者、関連業界の不安を解消するためのということがあるんですけども、その趣旨を考えると、人数のバランスが、消費者が2名というのは少ないのではないかなという気がいたします。これはもっと前に申し上げるべきだったのかもしれないんですけど、最終的なこの26名というメンバーを存じませんでしたので、今あえて申し上げますけれども、今からではもう間に合わないことだと言われるのであればやむを得ませんけれども、何らの形で、今の参考人というのではなくて、消費者のメンバー、1人とも2人とも申しませんが、増やしていただけないでしょうかということを申し

上げたいと思います。

○座長 消費者の方はこの名簿によりますと2名で、そのほか専門家の先生方が4、5名、あとは業界を代表されている方々ですけれども、非常に業界が多岐にわたっておりまして、業界全部束ねて1票ではありませんけれども、というふうを考えることはできませんですが、しかし、それにしても消費者団体もちろん幾つかあるわけでございまして、そういった観点からすると、どのくらいをお考えなんでしょうか。

○遠藤農林水産副大臣 いわゆる消費者団体という形での人数と言われますと、確かに明確にはお二方のございますが、業界団体、食肉骨粉に関する方々皆さんお集まりですが、しかし、団体の皆さん方も消費者抜きにして、よくステープルからテーブルへとと言われておりますが、消費者抜きにして考えられないと思いますし、御議論もそういうことを踏まえた上での御議論になるのではなかろうかと。これをできる限り多くの団体の方々にも入っていただくということにすると、50人、60人の会議ではちょっとあれかなと。25人前後が最高かなと思ったものですから、多くの団体の方々の御意見を公平にお聞きすると同時に、消費者の皆さん方、そして学術的、中立的に御議論をいただくためにも研究者の方々、こんなふうを考えて御指名させていただいたわけで、多分多くの消費者の現状を抜きにして議論が進むというようなことは、まあ、この節、ないではなかろうかと、御信頼申し上げて実は御指名させていただいたというふうなことでございます。

○委員 私も委員と同じ意見でして、皆さん最終的には消費者と言えど消費者ではいらっしゃるんですけど、やはりお立場上はそれぞれの業界を代表しての御発言にならざるを得ないと思っています。今、やはり最終消費をするという意味では消費者。消費者団体のところでも非常に関心が強くて、さまざまな意見を表明したりということが盛んにたくさん消費者団体のところで行われているわけですので、やはり構成からいくとたった2人というのはいかにも少ない。せめてあと2人ぐらいはふやしていただければと思います。

○委員 今、いろいろと会議出席委員の人員、構成について論議されておりますが、遠藤副大臣もおっしゃるように、消費者代表委員の皆さんのご意見抜きでこの問題の解決は考えられません。私はじめ、関係団体の委員の皆さんも同じご意見でこの会議に臨んでいると思います。消費者代表委員のご意見を無視して云々と言うことは、あり得ないと思いますので、会議構成委員のバランスも大切だと思いますが、本日は速やかに対処、解決すべき問題が山積いたしておりますので、消費者代表委員の皆さんのご理解いただき、議案審議に入らせていただきたいと思いますので、よろしくお取りはからい願います。

○座長 ほかに御意見ございますか。

○委員 私の場合は焼肉協会なんですけれど、立場上は消費者なんです。こちらの名簿を見ますと、日本チェーンストア協会の方もいらしているんですけれど、チェーンストアの方も消費者の立場だと思うんですね。我々消費者から見ますと、あしたにも店がつぶれる。消費者を絶えず念頭に置いて考えていかなければしょうがない。きょうはこちらに生産者もいらっしゃる。生産者をお願いすることはするし、そして政府の方をお願いすることはする。私は消費者の立場で進めたい。その立場で臨んでおります。そういう形で、消費者が寂しいじゃなくて、私自身消費者を離れてこの問題はあり得ないと思います。狂牛病で騒がれているのは、消費者が肉を食わなくなったからであって、その問題をどうするかということだと思うんですよ。この問題を早く片づけてほしいです。そういうことでひとつよろしく願いしたいと思います。

○座長 ほかにございませんか。

○委員 私ども食肉の小売業の団体ですので、今まさに言われたとおりで、全く同じでございまして、したがって消費者の立場に立って物を考えまさんと、物が進まない。こういうことですので、早く進めていただきたいと思います。

○座長 参考人という道がまだございますので、消費者2団体ということですが、事務局に設定していただいたこのメンバーで開始させていただいて、必要があれば参考人としてお招きいただいて御意見をいただくと、こういう進め方でいかがでしょうか。

〔「賛成」の声あり〕

○座長 それでは、運営の仕方につきましては、これでひとまず終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○座長 次に進めさせていただきます。

○座長 きょうの議事次第に従いまして、議事次第は資料1にございますけれども、前半はBSEのこれまでの経緯と対策、後段に肉骨粉の取り扱いについて議事を予定させていただいています。

ですので、まず最初にBSEのこれまでの経緯と対策について事務局から御説明いただきたいと思います。まず最初に農水省、それが終わってから厚生労働省の担当の方から御説明いただきたいと思います。

その後、10月1日に発表されました肉骨粉の輸入・使用の一時停止に焦点を当てて、肉骨粉に関する現状と緊急対策などについて事務局から御説明を受けまして、その後御意見をいただければと思います。

本日、会議は一応5時までを予定してございますので、あらかじめ御承知おきいただければと思います。

それでは、早速事務局の方から今回のBSE発生の経緯と農林水産省の対策について梅津審議官の方から御説明いただきたいと思います。

どうぞ。

○梅津審議官 審議官の梅津です。座ったままで御説明させていただきます。

資料3という「BSE発生の経緯と農林水産省の対策の概要」という数枚の資料をお手元にお配りしてございますので、これに沿って御説明させていただきます。時間も大分進んでおりますので、簡潔に説明いたします。

1点目でございますけれども、これまでの経過を簡潔に書いてございます。

御案内のとおり、8月6日に千葉県白井市の酪農家で飼育されていた乳用牛1頭が起立不能を呈していたために、動物衛生検査所でプリオニクステストを実施し、陰性が確認されたわけですが、その行われた病理組織学検査と免疫組織学検査で9月10日にBSE感染を示唆する結果が得られたということでございます。

若干敷衍しますと、この牛がと畜場に持ち込まれましたけれども、その時点で大分全身に傷等がありまして、と畜場のと畜検査官はこの牛を敗血症という判断をしたわけでございます。BSEの可能性は疑わずに、敗血症と判断をした。仮にBSEと判断されていれば、帯広畜産大学の品川研究室に搬送されて、そこでBSEの有無を確定するというプロセスに乗ったわけですが、敗血症ということで、食用には適さない。そこで、この牛は食用に適さないということで、焼却または衛生上問題のない適切な処分という法律に基づく処置で、この場合は焼却ではなくて、いわゆるレンダリングのプロセスに出たということでございます。

一方、家畜保健衛生所は年間約300頭ほど我が国のBSEの正常性を証明するためにサンプルをとって検査を続けておりました。ここからも頭部を千葉の家畜保健衛生所に搬送されて、そこで脳を採材し、さらに独立行政法人動物衛生研究所に送って、そこで1度はプリオニクステストで陰性が確認されたわけですが、その後再度家畜保健衛生所で病理切片をとって顕微鏡等で確認したところ、空胞が見られて、BSE感染の可能性が高

いと。そういう判断が出たのが9月10日でございます。

このため、同日、農水省に遠藤副大臣を本部長とする対策本部が設置され、9月11日、小野寺教授を座長とする技術検討会の助言により、これの最終的な確定診断のため、この牛の材料と国内の検査結果をイギリスの獣医研究所に送ったわけでございます。そこから、先月21日深夜、検査結果の回答があり、この牛はBSEであるという診断をされたというのがこれまでの経過でございます。

これまでの経過を踏まえまして、2、今後の対応でございます。

厚生労働省と連携いたしまして、①30カ月齢以上のすべての牛と24カ月齢以上の神経症状を呈しているすべての牛についてBSE検査をと畜場で行うというのが1点目でございます。これについては後刻厚生労働省から詳しい御説明があらうかと思います。

②、この体制が整うまでの間、農林水産省は30カ月齢以上の牛の出荷の停止、厚生労働省は、同じく30カ月齢以上の牛のと殺解体の停止をそれぞれ強力に指導するというところで、現在この状態にあります。

これらの措置によって、今後は疑わしい牛が食用としても、飼料の原料としてもと畜場からは出ていくことがなくなるよう措置されることになります。

3でございます。肉骨粉等の輸入・製造・出荷の一時停止による感染経路の遮断ということでございます。

御案内のとおり、BSEの感染源は、肉骨粉を食べることによって感染するというふうに、英国、その他の研究論文で言われております。それ以外の感染については今のところ論文等ございません。一部の農家において不適切な使用事例が見られた。96年以降、反すう動物の肉骨粉を反すう動物に給餌することは通達で禁止していたわけでございますけれども、今回、その後、全戸、全頭数一斉調査をやりました。約13万6000戸、459万頭にわたる牛の調査を行った結果、一部農家で肉骨粉が入った飼料を使っている使用事例が見られたということと、国民の間に肉骨粉の使用に対する不信感があったということを踏まえ、10月4日から当分の間、すべての国からの肉骨粉の輸入を停止するということと、国内での肉骨粉を含む飼料等の製造と工場からの出荷を一時停止するという扱いにしたわけでございます。

EUにおいては、昨年末の大発生を踏まえ、今年の1月から鶏・豚用も含めて肉骨粉を含む飼料の給餌を禁止しております。これについては本来科学的には根拠がないことであるけれども、政治的判断として鶏・豚用も含めて肉骨粉の給与を禁止する。そうい

う整理になっております。

このたびの 10 月 4 日の一時停止につきましては、鶏、豚を含めた飼料用のみならず、肥料及びペットフード向けにつきましても一時停止するという扱いにさせていただいております。

EUにおいては、肥料、ペットフードはそうした扱いになっておりません。

なお、アメリカ、豪州、ニュージーでは養豚・養鶏用には肉骨粉を現在でも使われております。

4でございますけれども、原因の究明と防疫体制の強化でございます。今回の原因を早急に究明して、防疫体制の一層の強化を図るため、以下の措置を行うということで、現在も必要な調査を進めております。

2 ページ目をごらんいただきたいと思います。

①は、この牛の導入経路、飼料の給与状況についての疫学調査を実施しております。千葉と北海道の佐呂間、両方について、この牛の一定の生育期間の同居牛を把握し、それらについて必要な調査を行っております。同居牛 30 頭についてはすべて B S E 陰性という結論が出ております。これはエライザ法と病理の物理的な方法と 2 つの方法でそうした結論が出ています。

②ですけれども、全国のすべての牛の飼養農家に対して家畜防疫員による立入調査を行って、先月末までにすべて終了しております。

この間、B S E を疑う牛は見つかりませんでした。蹄等の障害で起立不能となった 3 頭については念のために B S E 検査を行いまして、この 3 頭についてはすべて陰性という結論が出て、公表しております。

③ですけれども、飼料安全法に基づきまして、牛の飼料を製造するすべての飼料工場、142 工場を対象に、肉骨粉等の混入防止対策の実施状況の立入検査を行いまして、先月 21 日までにすべて終了しております。収去したサンプルの分析の結果、すべての牛用飼料に肉骨粉の混入は認められませんでした。今後肉骨粉の混入防止ガイドラインの履行状況について取りまとめの上、結果を公表したいと思っております。

④でございます。96 年から肉骨粉の牛用の使用については指導でこれを禁止してまいったわけでございますけれども、これを 9 月 18 日、省令の一部改正によりまして、罰則を伴う形にし、肉骨粉を牛用に使用しないことについて法的な義務化をしたわけでございます。

(2)でございます。先ほどの緊急調査の結果、21 道府県で肉骨粉を牛に給与していた事例が報告されたことから、9月 18 日に施行されている先ほど申しました法的義務化、法律に基づく使用の禁止の周知徹底を図るために、9月 25 日から今月 1 日まで、全国の都道府県の機関、市町村等々が各農家にパンフレットを配布して、指導マニュアルに基づく一斉指導を実施しております。今後ともこうした指導を継続して行ってまいりたいと思います。

5 番目でございます。今回の事態の影響を受ける生産者、あるいは関係事業者に対して、9月 12 日に以下のような緊急対策を取りまとめて公表してございます。

①は、家畜保健衛生所における農場段階での出荷予定牛のサーベイランスの強化でございます。出荷予定牛について、家畜保健衛生所の獣医師さんが事前にさらに念入れにチェックするというのが 1 点でございます。

②は、先ほど申しましたと畜場、食肉衛生検査所における B S E 検査体制が整うまでの間、30 月齢以上の出荷を抑制する。停止するということでございます。

③、今回の事態によって影響を受ける関係事業者への緊急融資でございます。

④、と畜場の円滑な運営のため、肉骨粉の隔離・焼却への支援でございます。これは現在細部を詰めておりますけれども、と畜場から毎日出ていきます副産物、これの円滑・適正な処理がなければ食肉の全体としてのサイクルはスムーズに回っていきません。一方、と畜場から出ていく副産物につきましては、一たん肉骨粉という形態にした上で、これを処理するのがコスト的にも技術的にも合理的であります。したがって、今後そういった格好でのサイクルをきちんと維持すべく、これを隔離し、焼却するということについて必要な経費を助成する方向で現在財政当局等と調整している段階でございます。

⑤、患畜と関連のある牛の自主的 B S E 検査、焼却への支援。家畜伝染病予防法に基づいて処分になる患畜、あるいは疑似患畜はもとよりでございますけれども、その疑似患畜に当たらない牛につきましても自主的に検査と焼却を実施することとし、それに必要な経費の助成をしております。

⑥でございますけれども、先ほどございましたが、B S E の正しい知識の普及と国産牛肉の安全性の P R 等でございますけれども、これを約 1000 万部の裏表両面刷りのカラーのチラシをつくりまして、現在配布しているところでございます。

その次に、1 日にプレスリリースいたしました肉骨粉の当面の扱いについてという、活字が小さくて恐縮ですが、お配りいたしました。内容は先ほど御説明しましたので割愛い

たしますが、記に書かれている物品について、当分の間、国内産を含めた飼料用、肥料用の製造・販売の一時停止の要請を行うということでございます。

そこで、今後の扱いについては、この場において検討を行うという整理にさせていただいております。

私からは以上でございます。

○座長 どうもありがとうございました。

このまま厚生省の方から聞かせていただいて、それが終わってから御意見、御質問をいただきたいと思います。

それでは、厚生省の高谷監視安全課長の方から御説明願います。

○高谷監視安全課長 それでは、厚生労働省における対策の概要について御説明を申し上げます。資料は4でございます。

1枚めくっていただきますと、「牛海綿状脳症（BSE）罹患牛にかかる対応について」でございます。

経緯はもう既に農林水産省の方からお話がございましたので、省略させていただきます。

2の「厚生労働省のこれまでの対応について」であります。今回の報告を受けて、厚生労働省では食肉の安全確保に万全を期すとともに、国民の不安を解消するために次の措置を実施。

10日、農林水産省の方でBSEの疑いがあると発表されたものにつきまして、千葉の農場の食肉等の販売中止を千葉県に指示をした。

11日には、「牛海綿状脳症に関する研究班」会議及び「狂牛病に係る食肉安全対策本部」を設置、開催しております。

9月12日、都道府県等に対し、通知を发出、現在実施しているサーベイランスの徹底を要請。これは本年の5月から日本国内のすべてのと畜場に対し、BSEの疑いのあるような牛の調査研究を実施していたことに対する要請であります。

続きまして、9月19日、第2回研究班会議及び第2回対策本部を開催し、緊急対策として、狂牛病に係る監視体制を強化することを決定しております。

強化の内容については次のページで説明することといたしまして、9月27日に都道府県当の担当課長会議を開催し、30カ月齢以上の牛に係ると畜場の使用の一時的制限について、都道府県等を通じてと畜場管理者に要請をするようお話を申し上げております。

それから、27日の都道府県の担当課長会議では、生後12カ月齢以上の牛の頭蓋――頭

蓋というのは舌、ほおの肉を除くわけですが、及び脊髄並びにすべての牛の回腸遠位部を除去し、焼却するよう、都道府県等を通じて関係営業者に対して指導してございます。

この生後 12 カ月齢以上の牛の頭蓋、目指しているところは脳と目でございますが、及び脊髄、それから月齢を問わずすべての牛の回腸遠位部を除去し、焼却するという処置をとったのは、少なくとも B S E の原因であると言われている異常プリオンが牛の体内にえさとともに取り込まれたときに、最初侵入を受けるところが回腸の遠位部でございます。したがって、それが B S E の異常プリオンを取り込んだということを想定いたしますと、すべての牛の回腸遠位部を除去する必要性があるということでございます。

2 つ目の 12 カ月齢以上の牛の脳、目、脊髄のところでございますが、これにつきましては、12 カ月齢前後になりますと、ここの組織の細胞が一番その親和性が高いだろうということを想定いたしまして、したがって、この 12 カ月齢以上のものについては、脳、脊髄、目については、その牛が罹患している、していないにかかわらず、すべて脊髄、目、脳を排除するという処置をとっております。そういう意味でこの 4 部位のことを特定危険部位として除去し、焼却処分をするという措置をとったところであります。

次のページにいただいていただきまして、9 月 19 日に今後の対応として決めたところでありますが、ここの（１）でございます。全国の食肉衛生検査所、これは全国に 117 カ所ございます。そこでスクリーニング検査を導入するということでございます。スクリーニング検査で疑いのあるケースについては、研究班において確定診断を行う。

このスクリーニングを行う対象牛でございますが、四角でくくってございます。

（ア）24 カ月齢以上の牛のうち、運動障害、知覚障害、反射または意識障害等の神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するもの全頭。

（イ）神経症状が疑われない場合であっても、30 カ月齢以上の牛については全頭。

スクリーニング検査の導入等監視体制強化のため、都道府県職員の研修を 10 月 2 日より現在横浜にございます輸入食品検査センターで実施しております。

今後、定期的な検査結果を公表するとともに、厚生労働省ホームページ等も活用しながら、牛海綿状脳症についての正確な情報を迅速に提供することにしてございます。

どのような検査のフローになるかということをお 3 ページ目に添付させていただいております。「牛海綿状脳症検査フローチャート」でございますが、生体検査のところの異常のある牛、健康牛と書いてございますが、健康牛といっても一見健康そうに見える牛も含めた健康牛というふうに御理解いただきます。

現在、24 カ月とか 30 カ月という、いろいろな月数で物の見方を変えているということですが、それを生体検査で一応年齢をわかる範囲内で判断する。もちろんここではきちんとわかるような書類を添付していただくのがいいわけですが、基本的には歯の生え方とかいうことを含めたある程度アバウトではございますが、牛の月齢確認を行う。

その結果、異常のある牛で 24 カ月齢以上が 2 つございますが、一番左にある 24 カ月齢以上のものは、既に症状から B S E を疑うというものでございますが、こういうものについてはと畜場内に搬入して解体処理を行うと、それ自体が B S E による汚染が起こるということも大変懸念することと、伝染病予防法に基づきますと、家畜伝染病の疑いがあるものについては、家畜防疫員、すなわち家畜保健衛生所の方に連絡をするという、そういう法律的な決まりもございますので、ここでは一見して B S E に罹患していると疑われるものについては家畜保健衛生所に通知をして、家畜伝染病予防法に基づく B S E 検査を実施していただくということにしております。

それ以外の 24 カ月齢以上の神経症状のあるもの及び全身症状を呈するものについては B S E のスクリーニング検査を実施し、その結果、陰性、陽性という判断をし、陽性のは帯広畜産大学で確認検査を行う。その結果、陽性になった場合には確定診断ということで、牛海綿状脳症に関する研究班会議でこの確認を行うというふうな手順になっております。

それから、健康牛の方にまいりまして、30 カ月齢以上のものについてはすべて B S E のスクリーニング検査を行う。手順としては 24 カ月齢以上の神経症状のあるもの及び全身症状を呈するものと同じ手順を踏んで、検査を実施するということになります。

ここに用いますスクリーニング検査につきましては、私ども現在研修会等で都道府県の職員の方に実習していただいているのは、サンドイッチ法によるエライザの検査を行うという方法にしております。

このただいま採用しようとしている検査の検査に要する時間は約 5 時間から 6 時間というふうに、私どもの方はそのようなつもりでやっておりますが、何せ初めて国内で取り入れる検査法なものですから、先ほど 10 月 18 日をめどにということではありますが、10 月 18 日以降もしばらくの間はスピードがそれほど上がらないのではないかとということがございまして、これも農林水産省の方と御協力をいただきながら頭数の制限をある程度コントロールしながらスムーズな検査体制に移行したいと考えてございます。

次をめぐっていただきますと、と畜場における B S E 検査の全国一斉実施について。こ

ここではこういうことを私ども決めまして、一応都道府県等には連絡を申し上げております。

BSE検査については、平成13年10月18日より全国の食肉衛生検査所において一斉に開始することとした。

2つ目は、検査の実施に当たっては、各都道府県の衛生部局に対して、農政部局及び関係団体と調整し、計画的に牛を出荷することにより、本検査が円滑に行われるよう指導したところでございます。指導したと偉そうなことを書いておりますが、要請をしたというふうに御理解をいただきたいと思います。

それから、本日資料として間に合わなかったのでつけさせていただきますでしたが、本日狂牛病関係で行ったプレスリリースがございまして、それは「特定危険部位を含むおそれのある牛由来原材料を使用して製造又は加工された食品の安全性確保」ということでございまして、一般的に流通しております牛の原料を使用している食品であって、特定危険部位、先ほど申しましたように脊髄、脳、目、回腸遠位部が含有されていいるおそれのあるものについては、速やかにその原料がどのようなものを使っているかの確認をすること。その際に特定危険部位が含まれているおそれがあるものについては製造の中止、販売の中止、自主回収の実施ということをお願い申し上げるように通知を出してございます。

ただし、WHOであるかOIEの方で不活化のために要する条件が示されております。例えば134度、20分、3気圧というようなことを、湿熱ではございますが、行えば、BSEの原因と言われている異常プリオンが失活をするという方法がございまして、こういう方法をとったものを使用している場合にあっては、特に特定危険部位を使用されていたとしても特段の措置をする必要はないというふうに考えておりますが、当面の措置としてそのようなことをさせていただいております。

以上、簡単に駆け足でございまして、厚生労働省における対策の概要を御説明させていただきました。

○座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対しまして御質問等ございましたらぜひお願いします。

○委員 私は食肉市場の代表として来ておりますが、今いろいろ御説明がありましたように、食肉市場ではと殺解体という大きな今回の問題にかかわり合っているんですけど、東京市場の場合は先ほど説明にございましたように、脳、目、脊髄、それから腸の一部というものは廃棄処分しております。

また、18日から厚労省並びに農水省の御指導のもとに検査をしながらと殺をするんで

ございますが、先ほどのBSEに係る緊急対策の実施の中の4番、「と畜場の円滑な運営の確保のため、肉骨粉の隔離・焼却への支援」ということがございますけれど、生きたものと殺するのでありまして、残渣が大変多く出ます。それを適時に処理、処分しないと、たくさんたまってしまいますし、作業が円滑にいきません。今までは我々のそういうものをレンダリング業者が全部処理していただいたんですけど、今度はレンダリング業者が製造してはいけないとか、販売してはいけないというような規制になりましたので、そうすると、それらの業者が持っていきたくないというようなことが起きますと、と場の業務並びに食肉の流通の業務はほとんどできなくなってしまいます。

そういうことで、ここにもありますように、円滑にそれが処理されるようにしていただきたい。これは業界がみんな一番心配していることでございます。例えば仲卸、買参の人たちが枝肉を買って、骨と分離させた場合、その骨を処分してくれるところがないのでは、もう肉屋をやめた方がいいなというようなことまで今現在っております。そういうことについても一番心配なのは残渣の処理でございます。枝肉は検査を受けることについては我々東京食肉市場の場合は30カ月以下、そんなようなことではなく、全頭数検査してもらおう。そして、都民並びに国民の皆さんに安心して食してもらえるような検査を受けたいと、受けるように今交渉しておりますし、それをしていきたいと思っております。

そんなことで今回のBSEの問題でもやはり国民の食生活の問題ですので、当局におきましても最大限の努力をしてやってもらいたい。

もう1つお願いは、畜産物の生産に当たりまして、日本の場合はほとんどの飼料が外国に依存しているんです。やはり外国に依存している飼料を入れる場合に、相当なチェック体制を整えてもらってやってもらわないと、前回の口蹄疫の問題にしてもわが原因じゃないかと。今回にしても肉骨粉じゃないかということかわかっていたわけですよ。わかっていたけれど、結果的にはこういう結果になったということで、今後も厳重な注意をしていただいて、国民が安心して物が食べられるような生産体制をつくってもらいたいと、そういうをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員 遠藤農林水産副大臣、梶屋厚生労働副大臣、両副大臣がおられますので、私の方からも意見というより要望をお願いいたしたいと思えます。

今のお話にもありましたように、19日にいろんな意味での厚生労働省、農林水産省等の消費者対策、検査体制、あるいは生産者対策等々決まってきたわけですが、先ほど委員のお話にもあったように、今消費者の方々は極めて不安な観点からは牛肉消費をし

なくなったというのが正しい言い方だろうと思います。スーパー業界からもお話があると思いますが、対前年比 65%ダウンだとか、デフレ経済の影響もあるかもしれませんが、特に国産牛肉に対する消費者の不安感と、それから不信感というのは言葉が過ぎるかもしれませんが、そういう状況が日に日に募っている。

私たちは生産者組織でもあります、もう 1 つ消費者に小売店、あるいは卸様を通じて食を届ける、牛肉を届けるという業務をやっております。この業務が現在の消費者の状況では不安感の中で極めて消費傾向は落ち込んでいる。学校給食もいろんな方々にお話を申しておりますけれども、約 40%の学校が牛肉という素材をみずから校長先生のお話で取り扱いをしなくなった。要は牛肉は避けたい。ましてやその後、医薬品、健康品、あるいは加工食品についても点検しなさい、あるいは危険部位等についてはチェックをしなさい。そういうような状況が出てきますと、我が国の国産牛肉というものの消費というのは極めて懸念される状況だろうと。さっき焼肉協会の方がおっしゃいましたように、消費者の心配があるからこそ、牛肉消費が落ちているんだろうと思います。

そこで、私どもは 10 月の 3 日から既に御要望申し上げております。また、今東京都のお話がありましたように、各都道府県レベルでは県議会等に対して我が国の肉牛の全頭 B S E 検査をぜひお願いをしたいという要望を上げております。私どももそういう要望を上げております。

我が国の肉牛の飼育体系から見れば、やはり消費者の方々に再び信頼を回復し、不安を解消して、とにかくもとを断つということをし、本当に疑わしいものは市場流通させないという意味であれば、すべての肉牛、これが E U 並みだとか、プリオンがないだとか、いろんなお話がありますが、我が国独自の検査システムの完成を一日も早くやっていただきたいというのが私どもの本当に切なるお願いでございます。

以上でございます。

○委員 私、きょう参加するに当たって、我々仲間の業者から随分電話がありました。これは私がきょうこちらに参加するということではなくて、非常に不安な気持ちに駆り立てられて、一体我々業界はどうなるのかと。そういうことで、悲鳴に近いような状況になっています。売り上げはちょっと前の調査では 3 割ぐらいの減だと言っていましたけれど、今は売り上げが 3 割になりました。もう店を維持していけない状況になっている。これはなぜかという、お客さんが来てくれないから。その原因は何かと。正直言いまして非常に不安感を持っておられるんですね、消費者の方は。現実は今肉を食べてすぐ病気になる

のではないということはある程度わかっている人もいらっしゃるんです。消費者の方で。しかし、何か知らないけれど不安だと。はっきりしない。この辺のところ、安全宣言といえますか、そういうものをぴしっと出してほしいわけですね。これがないと恐らく今後我々は本当にどうしようもない状況に陥るのではないかと思うんです。

先ほどこの報告を見ましたけれど、農水省の方で今後の対策として9月19日以降緊急対策を講ずると6項目出ています。これは19日以降は絶対安全だという宣言に等しいわけでしょうか、どうでしょうか。この点が1つです。

それから、先ほどから厚生省の方から出た資料で、24月齢、30月齢というのが出てきますね。これは消費者の方は一体何のことかさっぱりわからんわけですよ。専門家の方は、ああ24カ月だ、30カ月だと言っているけれど、消費者は何でこんな線を引くのかと。全部の牛を安心して食えるようにしてくれないで、なぜこんな月齢を設けてやるのだと。こういう心情ではないかと思います。

私も肉に関してはある程度詳しいわけですが。アメリカでは最高でも20カ月以下の牛しか出荷していない。だから非常に万全の態勢をとっているということで、例えばコナグラあたりは肥育農家と契約書を交わして、もし違反した場合は永遠に取引停止だとか、肥育農家に対しても企業側が厳しい制限を加えているわけですね。変なえさを食わせるなど。あそこでは反すう動物に対しては肉骨粉を食わせちゃだめだと。これは法律で禁じられている。だけど、隠れてやる人がいるかもしれなから、コナグラというパッカーが肥育農家に対して厳しい制限を加えている。もし何かあった場合は損害賠償を全部そちらにするぞというぐらい厳しい。これは下手したら法的に縛るよりも厳しい制限じゃないかと思います。こういう厳しい管理のもとでやっているからうちの牛は安心ですよ堂々と言っているわけですね。

日本の牛もそういうことが堂々と言えるような対策でぴしっと、あいまいなことがないようにひとつお願いしたいというのが我々の心情です。だから、いつ安全宣言、もう大丈夫だよと自信を持って言えるような日がいつ来るのか。この辺を明確にしていきたいと思います。お願いします。

○委員 食肉センター開設者の立場から要望いたします。資料の3・4あるいは3人の委員の皆さんのご意見と私も同感です。重複しないようにご要望申し上げます。消費者の皆さんの食肉事業全体に対する不信感を取り除き、1日も早く信頼を回復することが最重要事項であると思います。特に、テレビの報道などでも誤解されているような面があったよ

うに私は感じました。食肉処理場は、と畜場法改正に伴い、平成11年から近代的な高度衛生処理加工できる食肉処理場として全国の食肉処理場は施設の改善が進められており、ほとんどの処理場は、近代的処理場として稼働しております。平成14年3月末に全ての食肉処理場が統一した近代的処理場として改善されます。

今回、食肉処理場内における枝肉検査方法についてもそのあり方が問われているやに聞いております。今後は本委員会でもご検討いただくことと思いますが、安全性をより高めるため、枝肉検査方法も見直されることが予測されます。ご承知のとおり枝肉検査手数料は生産者の負担で行われております。枝肉の検査方法の改善にともない、検査手数料が値上げされるようなことになれば、生産者の畜産経営離れが加速されることが予測されます。今後は、全国統一したより精度の高い枝肉検査体制を確立し、その検査手数料を国の負担でお願いいたします。

今後は、消費者の皆さんの信頼を取り戻すためにも、できるだけ食肉処理場での処理工程を公開し、希望する消費者団体の代表者の皆さんにご見学していただくのも不信感を取り除くためにも必要ではないでしょうか。食肉処理場の役割をご理解いただき、また、関連する農場の公開、飼料工場の公開などをあわせて行えば、より効果が大きく、互いに理解し合えると思います。私たちは、説明会、研修会などを開きご理解を深めていただきました。結果、この食肉処理場で加工処理した肉は安心して買えとご推薦状をいただいております。私たち食肉処理場開設者は今後とも国のご指導をいただき、あらゆる努力を続けて参ります。特に、学校給食の再開と安全宣言を早く出していただけるようお願いいたします。

○委員 私は生産者の立場から、きょうは鶏の代表で出席させていただいておりますけれども、実は私個人的にも肉牛経営も酪農経営もやっております。それから、今回の牛海綿状脳症が発生しました白井市の隣の八千代市というところに千葉北部酪農協という酪農協がございまして、そこの組合長も仰せつかって、現実には毎日牛乳を製造して消費者のところにお届けしたり、同時に私どものところは肉牛生産農家も10数名ほどおりまして、年間5000頭の肉牛を出荷している。

そういうこともやっておりますので、その辺も含めて、鶏屋と牛屋と両方の立場から意見を述べさせていただきたいのですが、先ほど遠藤副大臣のお話、それから梅津審議官のお話もございましたけれども、消費者の皆さんの不信感ということにつながるのではないかとということで、事実関係としてはっきりしておく必要があるのではないかと気がい

たします。

というのは、このプレスリリースを見ても、先ほど遠藤副大臣のお話でも、残念なことに約 200 戸の農家、8000 頭が肉骨粉を食べていたんだと、これがやはり B S E の発生原因になっていたんだというお話がありましたけれど、プレスリリースにもそのような趣旨が書かれているわけです。

しかし、この 200 戸、8000 頭の牛が食べたと言われる肉骨粉というのは果たして肉骨粉なんだろうかという、生産者の立場からすると疑問があるわけです。私どもの肉骨粉としての認識は、たんばく源飼料として、たんばく質 50%含まれているえさである。しかし、この 200 戸及び 8000 頭が食べたのはそういうものじゃなくて、カルシウム剤に類する蒸製骨粉だとか、その他のものなんですね。

ですから、千葉県でも最終的に 82 戸の農家が使っていたという報告があります。これは骨炭が 1 戸、蒸製骨粉が 58、血粉が 23 戸です。特に蒸製骨粉なるものは、千葉の場合は家畜共済組合の獣医さんの指示で、ちょっと元気のない牛に与えなさいということで使われたものなんです。

それから、もう 1 つは、今回の当該農家で発生した牛ですね。発病を認められた牛。あの牛が不適切な使用によって発生したのかどうかということがわかっていないわけです。あの農家は 2、3 日前の NHK「クローズアップ現代」ですか、あれにも出て、肉骨粉なんていうのは知らないよと。そういう言葉すら知らない農家だったんですね。ですから、隣に全酪連の会長さんがいらっしゃいますけれど、全酪連の肉骨粉が入っていないえさを使って農家は指示どおりに飼っていたけれども、病気が出てしまった。全酪連は鶏用とか豚用のえさはつくっていませんから、工場におけるコンタミというのはないですね。で、残念ながら出た。したがって、原因がわからない。ということは、私は不適切な使用事例によって今回の病畜が出たということは断定できないのではないかと。

千葉県でも 82 戸の農家がありますが、これは主にカルシウム剤等の投与が主である。これは私どもも調べましたけれど、大体 145 度、3 気圧、1 時間、いわゆる E U 基準に従って異常プリオンが不活化するという安全なカルシウム剤であると。そういうものまで含めて 10 月 1 日のプレスリリースでは使用禁止になったわけですね。ですけれど、ついこの間までは獣医の見解も含めて安全だということで、栄養強化剤、あるいは治療剤として使われていたということなんです。

ですから、その辺の事実関係ははっきりしておかないと、何か酪農家がそういうものも

含めて、200 戸、8000 頭の牛が変なものを食べていたということではないだろう。そこはやはりはっきりさせていただきたいと思います。そうしないと消費者の皆さん非常に不安を持つだろう。

それから、鶏の関係でちょっと発言させていただきますが、今回の狂牛病の発生の問題というのは、事は牛に関するだけの問題ではない。これによって完全に、今までは国産の牛肉は安全だったよということであったわけですがけれども、国産の牛肉が一番不安だというふうになってしまった。むしろオーストラリアの肉がいいよと。国産の農畜産物に対する不安感を消費者の皆さんに大きく与えてしまった。畜産物だけではなくて、日本の農産物に対する不信感を拡大した大変な問題だろう。日本の食料問題だと私は思っています。

そういう意味で、我が養鶏業界にしても人ごとではない。養鶏業界も大変な問題だし、現に鶏、豚については肉骨粉の使用というのは何でもないと証明されているにもかかわらず、鶏にも肉骨粉をえさの原料で与えると卵がおかしくなっちゃって、それでまた狂牛病になるのではないかと。そこまでいっちゃっているわけですね。ですから、非常に残念な問題で、根本的な問題としてひとつお考えいただきたい。じゃあ養鶏業界にどの程度損害が起きているのかということになりますと、この肉骨粉を使わないことによって、えさはトン当たり約 500 円上がります。鶏用飼料年間 1000 万トンですから、約 50 億円です。

それから、もう 1 つ、このことによって生ずる我が業界の問題としては、いわゆる廃鶏と称する卵を産んだ後の鶏の内臓の処理。これが非常に問題になっています。今でも卵の業界で産み終わった鶏というのは、昔は資源であったんですけど、今は場合によって産業廃棄物的になりまして、農家はお金をつけて出しているんです。10 円とか 20 円。それがさらにこのことによって恐らく 20 円ぐらい負担がくるだろう。これは年間 1 億羽出ますから、20 億円ぐらい負担になります。そうしますと、鶏の業界でもちょっと考えても 70 億円ぐらいの負担、損害額がくるのではないかというふうに思っております。

したがって、私どもは早く科学的な立証をきちんとして、危険部位をきちんと除外した上で、肉骨粉の製造をきちんとして、そしてこれは当面 EU 基準だと思いますが、この肉骨粉ならば絶対に安全だよという表示をして、安全な鶏とか、少なくとも豚の飼料として循環していくような形をつくっていってもらおう。それはあくまでも科学的な証明の裏づけが大事なんですけれども、それをしないと、千葉県でもそれこそ店は開店休業状態になっちゃっているんですよ。動かなくなっちゃっている。ですから、ぜひひとつそうい

う形をお願いしたい。

それから、最後になりますが、そういう意味で言いますと、このプレスリリースに 10 月 1 日から販売停止の対象品目というのは非常に多岐にわたっているんですね。これはここにも書かれておりますけれども、科学的な根拠というよりは、いわゆる風評被害といいますか、消費者の不安感を払拭するために一時全部停止するんだと。このことによる産業界への影響というのはものすごく大きいと思います。我が生産者だけではなくて。大変なことですね。レンタル業界もそうですけれど。

ですから、こういう商品といいますか、製品といいますか、何が安全で、何がだめなのか。安全な根拠は一体どういう根拠で安全なのかということを一日も早くきちんと明確にして、それを公表していただく。そのことが混乱をより以上大きくしないものになるのではないかと。今の不安を鎮静化する基本的な問題になっているのではないかと思いますので、ぜひひとつそういうことをきちんとやった上で、一日も早く安全宣言が行われるようによろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○座長 肉骨粉の方に話題がいつているのですが、肉骨粉につきしては後段でまた御説明いただいて、それに対する質疑をいただきたいと思います。

そのほかについて、お願いします。

○委員 9 月 10 日の狂牛病発生報道後、うちの会員のお店の店頭では牛肉の安全性に関する消費者のお問い合わせが絶えません。対応に毎日追われております。日を追うことに牛肉の販売数量が落ち込んでおりまして、直近の状況は発生前の 4 割ないし 5 割減という大変な状況になっているところでございます。

したがって、我々店頭では生活者の皆様に牛肉の安全性についてはる説明させていただいておりますけれども、この件は 1 企業、1 業界団体ではもう対応できない。そういう状況になっているのではないかなと思っております。

つきましては、国民の皆様に国が責任を持って誰しもが理解できる方法で周知徹底していただきたいと考えております。

それから、厚生労働省さんの方で今般 30 カ月齢以上の牛全頭をスクリーニング検査対象牛ということにするようでございますけれども、消費者の不安を完全に払拭するためには月齢にこだわらず、全頭検査していただきたい。

その 2 点申し上げたいと思います。

○委員 全国の食肉の販売業の団体であります。2つ、今のいわば被害の実態と要望を申し上げます。

私ども継続して調査しておりまして、9月10日に公表された以降すぐ影響を調べました。これは全部できませんので、6都市62店舗でどのくらい影響があるか。そうしましたら、5割以上が売上げが減ったと。そのうち、20%の2割の店が20%以上売上げが減った。50とか70とか、そういうひどい数字では当時はなかったわけであります。

ところが、NHKの報道がございまして、あれ以来にぎやかになったわけです。それで、9月の25日に全国の人が集まりましてデータをとりました。47県518店舗の数字を集計しますと、2割以上売上げがダウンしたというのが75%。そのうち5割以上減ったというのが30%。7割以上も減ったよというところが15%。さらにこれだけにぎやかになりまして、大変なことになりまして、10月2日、直近ですが、これはまだ全部集計されておきませんが、13県156店舗の数字ですが、85%のお店が20%減っている。さらに50%売上げが減ったのが5割を超えている。さらに7割以上売上げが減ったというのが35%。きょう数字を見てきましたらもっとこの数字ははね上がってございます。いずれにしてもこれはまさに風評被害でありまして、その結果消費者の方が皆さん敬遠された。こういうことであります。

お願いしたいのは、要はマスコミにいろいろ自粛しろと言ってもなかなか難しい。行政側も言うとなんか反発を食らう。我々肉屋が物を申すと、おまえら、肉を売りたいからそう言うんだらうと。こういう話になって、なかなかどうも出口がない。したがって、これはやはり自民党なりそういったところでいろいろやっていただきたいというのが1つであります。

それで、これは消費者の方を含めて安心して肉を買っていただかなければいかんということですから、そのための一番最後の決め手は厚生労働省の方でこれからやられるBSEの検査だと思っておりますが、それに関しては、これだけ皆さん不安がっております。月齢を区分することなく、と場に持ち込まれる牛は全頭検査していただきたい。これが1点であります。

2つ目は、要はきょうもいただいたこういったいろいろ資料がございます。農林水産省、厚生労働省、結構いろいろ対応をやられておられまして、かなりまとまっているわけがあります。ところが、新聞報道は今まで行政がやられたようなことを的確に、総合的に全然出しておりません。例えばきのう大臣がテレビに出まして、いろいろやっておりましたけれど、何だ、こういうところに引きずり込んでと、こういう感じで、全部廃止だと、こういう形で、大臣に言わせないような感じで、ああいう対応です。

したがって、この 18 日に全頭検査を前提としまして、全国紙及び地方紙、47 都道府県、全部含めて、国がこういうことを全部、あらゆることをやっているから、すべて感染源をシャットアウトしたと。こういったことを含めて、わかりやすく、全体を、要するに新聞に広告を出して、きちっと国の責任で全部説明してほしい。

ただ、その場合、1 つ注文がありますのは、最近行政の方々いろいろたかれまして、不信が強いものですから、あんまり国の名前を全面に出さないで、権威あるお医者さんだとか専門家の方がこういうことをやっているんだからもう大丈夫だと、こういったコメントをつけたようなやり方でひとつ広報宣伝をやっていただきたい。

以上であります。

○座長 まだまだいろいろ御意見がおりかと思えますけれども、ちょっとここで休憩を 10 分挟んで、それでまた御意見を。

○梶屋厚生労働副大臣 すみません。私、ちょっと引き上げなければいかんものですから一言だけ。

○座長 肉骨粉につきましてはいずれにしても後で御説明いただいて、その後意見をいただく時間がありますけれども、これまでのところで御意見がおりの方は、休憩を挟んで次にいただきたいと思えます。

では、どうぞ。

○梶屋厚生労働副大臣 すみません。厚生労働副大臣の梶屋でございますが、今から国会の方へ、予算委員会をやっておりまして、帰らなければなりません。

今までのお話を伺った中で共通して皆さん異口同音におっしゃることが、10 月 18 日という日にちと、それからスクリーニングをやる以上は、ここまでくればぜひ全頭検査をという、こういう声でございます。日増しにこの声をいただいているわけですが、きょう私どもが説明しました資料で、私どもが科学的に考えればこのフローチャートの中で安全だと言えるわけでありますけれども、どうも皆さん方の状況を聞きますと、ここは国民の皆さんが情緒的な不安をお持ちになっている。風評被害といいますか、そうした状況があるということで、皆様のそういう強いお声になっているのだと思います。きょういただきました御意見は、またこの会でどのようにおまとめになるかということもあるでしょうが、早速きょうの御意見は大臣のところに持って帰りたいと思っております。

私どもも 18 日が大事な日だと思っております。18 日に発表する以上、恐らく全国で 18 日からスクリーニングを開始しますということについて、仮に 18 日以降、実はできてい

ないとか、いろんな話がまた後ばらばら出るようなことになると、また大きな問題になります。18 日に向けて数々検討しなければいかん課題が実はまだ残っております。そうした問題をしっかりと議論させていただきたい。その中で今の全頭の問題も大きなテーマだと思っております、きょうの御意見をしっかりと踏まえまして、今から検討させていただこうと思っております。

与党の方からも同じ御指摘をいただいております、今検討させていただいているところでございます。

いずれにしてもその 18 日以降は安心していただく以上は、農水省とよく協議をして、本当にやれる、現場で確実に行われているということが一番大事でありますから、十分な態勢がとれるように頑張っていきたいと思いますが、皆様方をお願いをしなければならんと、御協力を賜らなければならないことも多々あるかと思えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○座長 それでは、ただいまより休憩を持ちまして、4 時 5 分から再開させていただきます。

〔暫時休憩〕

○座長 それでは、後段をこれから始めたいと思います。

最初に、先ほどお手を挙げていた方から御意見をいただきたいと思います。

○委員 生産者の仲間なんですけれども、仲間から、資金繰りがもう大変だ、牛は出荷できない、えさはどんどんかさむ、出荷しても値段が下がる、ということで、もう金がない、倒産するよということを言ってくれまして、本当にここに集まっている皆さん方はどの業界もどの業界も同じ厳しさを味わっていらっしゃるんだと、同じなんだなということをつくづく感じるわけですが、それはそれで当局もいろいろ御配慮いただきまして、少なくとも倒産というか、今まで食肉に関する皆さん方が健全に、世界に負けないような安全な食肉を出す体制だけは整えていけるように対策をお願いしたいということをお願いしておりました。

そして、牛というのは非常にお金がかかるもので、1 匹が 50 万も 70 万もしまして、1000 頭おりましたら 5 億も 7 億もかかるわけですが、資金担保につきましても特別の配慮をいただきたいというのが農家の切実な願いでございますので、きょうのここを踏み台にして、いつときも早く、苦しみを耐えながら一緒にやりたいと思っておりますので、そ

の点もよろしく願いして現状認識をひとつ御理解いただきと思いますので、よろしくお願いします。

○委員 厚生労働省に伺いたいのですが、と場での検査 30 カ月齢以上、それから 24 カ月以上については症状があったものについては検査という基準をつくられたわけですが、30 カ月齢以上という、その 30 カ月ということの証明ですね。歯で検査という記述があるんですけども、これはかなり正確性というのは担保できるのかどうか。要するに 30 カ月齢と言ってもその正確さがあいまいな部分が出てくるのではないかというのが気になるところです。

それから、24 カ月未満の出荷というのはほとんどないのかどうか。

それと、24 カ月から 30 カ月齢の間ですね。潜伏していてもプリオンはあるわけですが、検出というのは可能なのか、不可能なのか、そのあたりを伺いたいと思います。

私ども全国消団連としては、全頭検査の要求を厚生労働省にしておりますので、ぜひ汚染度のデータベースをつくるという意味合いでも、それから汚染度のレベルをはかるという意味合いでも全頭検査が必要ではないかと思います。

以上です。

○座長 高谷課長の方から今の御質問についてお答えいただけますでしょうか。

○高谷監視安全課長 それでは、基本的な私ども考え方をお話し申し上げますが、EU並びにイギリスにおいても基本的には 30 カ月齢というのが1つの線引きのところでございまして、なぜ 30 カ月かということではありますが、一般的にこの BSE という牛のこの病気そのもの自体は、専門家の先生もいらっしゃるから余り私が口幅ったいことを言っているんですけども、約 3 歳、36 カ月で発症するというのが一般的な、今の経験上からそうっております。潜伏期間が 2 年から 8 年と言われておりますけれども、実際に 3 歳のときから。そのときにどのぐらい前から異常プリオンの検出が可能かということ、発症前 6 カ月というふうに経験上 EU の方でも、イギリスでも確認されておりました、それからすると 36 カ月マイナス 6 カ月で 30 カ月ということでありまして、基本的には 30 カ月から症状のある、なしにかかわらず、基本的には異常プリオンの検出ができるということから 30 という線を引いております。

その以前については全然検出できないかということは 1 つあるわけですが、基本的には 20 カ月齢のものを検査しても 24 カ月齢のものを検査しても、プリオンがあったとしても検出できないというのが現状でありまして、その意味から 30 カ月という線を 1 つした

ということ。

それから、EUの方でもそれにしても 30 カ月齢前のものでもどうもその症状を呈するものがあるということで、検査の月齢を下げていったところ、30 カ月齢以前のものであっても症状のあるものについては異常プリオンの検出ができるということで、24 カ月齢以上のものであって症状のあるものはプリオンの検出ができるということから、EUの方でも最近この方式、30 カ月齢をベースにしていたのを 24 カ月齢以上で神経症状を呈するものについては検査の対象ということにしております。

ちなみにイギリスの方では 30 カ月齢以上の牛については食用に供さないという処分をしております、イギリスの方は 30 カ月齢以下の牛しか食用に供さないという制度をとっているということでもあります。

全頭検査というのは先生のおっしゃるとおりに意味があるところだと思えども、実際に検査をやってプリオンが出てこないという事実が今のところあるということからすると、皆さん方全頭検査というのは当然のことながら望んでいらっしゃることでありますけれども、私ども事務的なサイドとしては、そういう検査をすることの科学的な意味というのはどこにあるのかということで検討したいと思っております。

ただ、これは世の中の風評をどう鎮静化するかということで、政治的にどう決着するかということについては、私どもはまたその判断にゆだねるしかないのではないかと思います。

○座長 どうもありがとうございました。

○委員 私は生産者でも養豚の関係を代表して今出ておりますけれども、牛のBSEの関係で今進んでいるわけですが、日本の農業が約 10 兆円の売り上げがあるわけですが、畜産が約 3 兆円持っているわけですね。3分の1が畜産で日本の農業の活性化をしている大きな要素なんですけれども、そのうちの牛が 4600 億ぐらいの牛の問題が起きているわけですが、私ども牛が心配だから豚と、一時的に相場が上がっておりますけれども、私ども決して喜んでいないわけですね。せっかくの日本の国民が国内志向、国内の方が安全だと、顔が見える方が安全だということをつくり上げていただいたのを一日も早くもとへ戻したいという部分では、厚生省が 18 日でなければだめだというのではなくて、もっとスピードを上げることはできないのか。国家危機だと私は考えているんですけれども、そういう意味では努力して、一日も早く、18 日をもっと前に戻しても安全な取りかきをしてもらっただけでも相当消費者の方というのはそういう意味での関心度が高まる

のではないかと思います。ぜひその辺で早く安全宣言を出していただかないと、実はきょうの新聞にも載っておりましたけれども、秋田県か山形県ではレンダリング業者がやめますと。現実には死んだ豚とか、あるいは牛はどうしらいのか。厚労省も、きのう私もお願いに行ったわけですが、へい獣処理法の問題、一時的に何か考えてもらわないと、この処理だってすぐにとまってしまって、これがまた病気の転換に発展していく可能性も高いわけですから、一日も早く、国家危機としてでも考えて、対応を早くしていただきたいと思います。

それから、肉骨粉の関係でも全部が今とまっておりますけれども、中には安全なものがあるという、例えばアメリカから牛肉が入ってきて、安全だと消費者が食べていますけれども、アメリカの血粉でさえ、血漿たんぱくでさえだめですという話はどうも我々は理解できない部分もあるわけですが、畜産全体、かなり日本の農業の3割を担っているわけですから、今非常に大変な危機になっておりますので、ぜひ安全宣言を一日も早くできるような、厚労省が特にそのキャスティングボードを握っておられるでしょうから、頑張ってくださいと思います。

○委員 私は、畜産副産物、副生物といいまして、特に焼肉用の食材と内臓の業界から出て来ているんですけれども、先ほどいろいろお話を聞きますと、やはり風評被害ですとか、早く何かやってほしいということで、18日から全頭検査するかしないかということで、今厚生省の方からいろいろお話があったんですけれども、私は、先ほど消費者の委員の方から言われた全頭全部やったらいいかなということで、私は賛成なんです。逆にですね。いわゆる風評被害ですとか、一日も早くやるということも大事ですが、全頭を日本の国内では、外国では24カ月ですとか、30カ月ですとか、そういうような科学的見地があるから、それはやっていなくてもいいという見地があるよ。それはそれとして理屈として非常にいいと思うんですね。

ただし、現在日本が、皆さんがおっしゃるとおり、この緊急の事態に科学的なことも非常に大事ですが、まず皆さんに安心感を与えるのは、全頭数、いかなる理由があってもやるということがそういうような風評被害及び皆さんに安心感を与えることではないかと思います。それをしばらく、何カ月かやっているうちに、日本もヨーロッパと同じように出ないよということが確定したならば、それは厚生省さんの方で考えられればいいのであって、それを24カ月がどうだの、30カ月がどうだの、そういう議論をしているから余計そういうことが風評被害のもとになるような気が私はしております。

ですから、その辺が——こういうことを逆に厚労省の方、農水省の方に言って大変申しわけないですけども、なぜこういうことが起きたかということをよく考えてみますと、やはり行政が完全に行政指導という名目において皆さんが入れちゃった、本来入れてはいけないようなものまで入れてしまったというような現実問題があるときに、法制化しなかったということに大きな、申しわけないですけど、1つのミスとは言わないですけど、ちょっと甘いところがあったのではないかと。そういうようなことがまた厚労省が、私に言わせれば24カ月の、30カ月の、これは甘いんじゃないですかと、私は逆に言いたいんですね。

だからそういうことを徹底してやって、マスコミにきっちりとそれを報告する。日本は18日から——先ほどもっと早くやってくださいというような御意見もございました。できれば、私はそれはいいと思う。それは物理的にできないこともあるから、風評被害的なものをとめるためにも、ぜひ全頭数を私はやってほしい。個人的というよりも私たちの方の焼肉の食材をやっているものは大変大きな被害をこうむっております。

これは先ほどからいろいろなものがありましたけれども、例えば全頭検査するためにも最低5時間以上かかると言われている。我々はあえてその風評被害をとめるためにもそういうような犠牲を払ってもいいと思っています。より以上よくなれば、最後はよくなるわけですからね。検査するために特に内臓類は、自己消化しちゃって、1時間、2時間、3時間たてば、だんだん商品が劣化していきます。御存じのとおり内臓類はより鮮度というのが要求されるからね。それでもこれを完全に全頭数やると大変骨も折れるわけです。よくわかります。厚労省の方も予算のことですとか、人員のことですとか、場所の問題とかいろいろありますね。それは全力を尽くしてやってほしいと。こんなような考えで、ぜひそういうような方向で持っていってもらった方が早く解決するような気がいたします。そういうふうに思っております。

以上でございます。

○委員 先ほどから発言しようと思っていたんですが、この会は第1項だけでストップしちゃって、2項の方に入りませんので、私はきょうは肉骨粉のことでちょっとお話ししたいと思っているんですけども、何かいつの間にか時間がたっちゃって、この資料の説明があった後の方が私はいいのではないかと思ったけれど、だんだん時間がなくなっちゃってね。

○座長 いや、大丈夫です。時間を必ずとりますので。

○委員 先にこの資料から1回説明していただいてからがよいのでは。

○座長 ええ。ですので、先ほど申しましたように、第1の議題に関連した御意見を今お聞きしたいわけなんですけれども、その御意見は後でお伺いします。

○委員 私は全国の食肉衛生検査所を代表して協議会の会長としてまいりました。

先ほどから検査体制の問題、あるいは一日も早く、18日を待たずしてとか、全頭検査とか、厚労省の高谷課長さん、御苦労なさっている中で、全国の国民の要望は、またきょうの委員の皆さん方の大方の意向がそのような方向に議論されております。その結論は別にして、検査の現場の実態をちょっと御紹介しておきたいと思います。

まず、このBSEの検査につきましては、食肉衛生検査所イコール、併設されております食肉センターで処理されるわけなんですけれども、今、現状を訴えますと、農水省の出荷の自粛、あるいは我々も食肉センターのいわゆるレンダリング材料が完全にストップした、あるいはへい獣処理の関係が全部受け皿がストップした状態にあります。したがって、多分全国の食肉センターの豚の部分以外の、牛の処理については一切ゼロに近い状態の処理状況だと思います。したがって、検査しようにもできない。入荷すれば出さなければいけない。残渣も出さなければいけない。その受け皿がない状態でどうして検査できますかというのがまず1つです。

しかし、そうは言ってもこのBSE検査の限りなく全頭に近いような検査体制を整えるべく、厚労省の御支援もいただきながら、全国の仲間が、あるいは自治体のそれぞれの力も出しながら、全力投球で今整備に取りかかっております。

ですから、もしこの出口が、後ほど議論されるレンダリングの暫定的な措置をどうするか。今まさに行き場のないこの処理の産物ですね。もちろん安全な食肉を一日も早く提供したいわけなんですけれども、それすら機能しない。行く先が完全にとまった状態です。

たまたま私神奈川におりますけれども、神奈川の2つのセンターは豚の内臓処理の残渣も含め、化製業の関係の受け皿が辛うじて農水省のやがて補てんされる援助があるだろうというささやかな希望を期待して、何とか信頼関係で徐々に動いていっています。

しかし、これも完全な担保がないということで、不安のまま細々と何とか受けていただいている。その間にはどんどん肉骨粉に相当するような残渣の1次加工品が山積みになっていくわけです。その上で牛の処理が始まったら、例えば検査をしますと、先ほどの厚労省で示された範囲のレベルであったとしても、症状のあるものは、検査期間、約1週間程度、枝肉と内臓すべてを一切出荷せずに、保管をしなければいけない。検査の結果待ち。

その保管場所がない。まず1つ。

もちろん副生物の原料とか一部廃棄になるものを含めて、これは検査結果が出るまで外に出せないわけですから、センター内での保管能力。それから、枝肉の冷蔵保管能力。そして、先ほど言いました特定危害部分と言われる4部位、頭部を含めて、これの焼却施設がない。今、鋭意交渉してもらっていますけれども、市町村の焼却炉も含めて限りなく難航しております。これは多分全国同じような状況だと思います。

こういう危害部分の除去は完璧にやりますけれども、これの焼却の受け皿がまず農水省、あるいは厚生省の強い、あるいは環境省からの何か動きもあったようではありますが、それらを受けて市町村の御努力によって前向きに今若干検討していただいておりますけれども、これすら行きどまって、担保がない。

まして、副生物、あるいはと畜場の残渣、自動的に生体で入った重量の、胃、腸内容を含めると、専門家がいらっしゃいますけれども、半分以上は不要物になるわけですね。その受け皿をやっていただいているレンダリング業界の皆様方、あるいは関連する皆さんの受け皿がない限り、出口がない限り、検査と食肉センターが機能しないんですね。これがもし稼働すれば、我々は、高谷課長さん、厚労省で18日を目途に全国一斉にBSE検査をスタートしてくれということで、各県、少なくとも機器整備に1000万以上の投資をし、国の援助も3分の1ということで聞いております。試薬については10分の10提供するよということをいただいておりますので、全力投球で準備しておりますが、18日にすべて同時スタート、そしてフル操業といいますか、全国に171機関、私どもの仲間がおります。

しかし、これがすべて従来どおりの全頭検査、あるいは先ほどから言われている牛全部を、すべてを検査すべきだということになると、大変な出費も含めて、これは国家施策で、あるいは自治体の判断で上乗せでやるよというところも1カ所出てきました。その部分でどういうふうな高度な判断がなされるかわかりませんが、まず出口の整理、そして出口でこれまで長い間支えてくださった業界の何らかの支援、担保、そういうものがなければ、先ほどの市場の代表者の意見がありましたけれども、そのところとの連携で、要するにバイパスが開放されないと、我々がやろうとしても牛1頭受けられない状況がここ数日あります。

最後に、そうは言っても究極の万全な検査体制をやろうということで、鋭意努力しておりますので、私の個人的な考えとしては、確かにEU並みの検査体制で国際的な水準の検

査でやっていければ、日本の消費者がそれで安心できれば何とかありがたいわけですがけれども、そうもいかない状況にあって、しかもこれまで疑われる原材料とする肉骨粉等の使用実態がここまで明らかになってくると、やはり年齢を下げる。これは超法規的にやらざるを得ない状況にあるのかなと。

それから、もう1つ申し上げますけれども、実は私どもの協議会は、いわゆる食肉センターの皆さん方、あるいは生産者とすべてリンクした一連の運命共同体なわけです。そこで、ちょっと長くなりますけれど、例えば先般ある知事が全数検査をやると報道されました。そうしますと、これは全頭検査をしていない自治体が生じた場合、あるいはセンターがあった場合に、今度は公平な枝肉の競りにかかる市場での差別化といいますか、色分けがなされるであろうという懸念も出てまいりました。

したがって、自治体によっては、まさに18日以降、今のようなことで自治体の判断で上乗せの検査が行われる可能性がありますし、それから、それをクリアしなかった自治体の生産物は色分けをされて、流通から排除される可能性もちょっと出てきているということをお伝えして終わりたいと思います。

○座長 肝心の出口の方の問題が非常に時間がタイトになってきておりますので、ここまでのお話で御意見ございましたら、それでは、1つだけお受けいたします。

○委員 今までいろいろな業界の方の御発言を伺いまして、事情は今までもいろいろところで伺ってはおりますけれども、直接伺うことができたと思ってはおります。

ただ、一番初めに私が時間をとりましたけれども、消費者の立場の委員が少ないのではないかと申し上げましたら、業界の方が、全部消費者の立場なんだとおっしゃいまして、確かに、例えば全頭検査については業界の方もほとんどがそれを望んでいらっしゃるということがありまして、消費者の立場と言えるのかもしれませんけれども、やはりそれで業界の方たちが消費者の立場なんだからいいよということには、正直なところ納得はできていないということをまず申し上げておきます。

それと消費者が情緒的に何となく消費を避けているというお話がありまして、確かに情緒的と言われてもやむを得ない面はあるかもしれませんが、今この場が別に行政の責任を追及する場でないのは承知しておりますけれども、やはり今までの情報の二転、三転したこととか、いろいろなことが重なり合って、不安材料が重なって残ってしまっているということがありますので、やはりそのところは、単に消費者が科学的じゃない、いろんな乱れ飛んでいる情報にただ乗っかってしまって、情緒的に、感情的に動いているという

ことでないことだけは申し上げておきたいと思います。

そして、農水省の、特に当初の情報の二転、三転したことというのは、これは私どもも正式に抗議もいたしました。例えばその後のことですけれども、昨日の国会質問で大臣が答えておられますが、6月にEU委員会が日本でBSEの発生があり得るということ、そういう報告をまとめようとしたところが、農水省の方ではっきりとそれに抗議して、否定をされた。それが6月なんですね。8月の6日に起立不能の牛が見つかったということで、大臣が甘かった。これは私は新聞情報ですが、認識が甘かったという言い方をされたと読みましたけれども、何かはっきりした根拠があって農水省が否定なさったのか、それとも大臣がおっしゃったように甘かったという一言に尽きるのか、その辺のことを1つずつ伺っていきませんか、責任を追及する場ではありませんけれども、事実関係を1つずつたどっていきませんか、何かおかしいな、何か発表があったけれど、後の発表とまた違っているということが重なっての消費者の方の不安材料になっておりますので、あえて質問したいと思います。

○梅津審議官　ただいま昨日の国会質問に関するお尋ねがありましたので、御説明したいと思います。

これはEUのBSEのいわゆるステータス評価に関する問題だろうと思います。EUは牛肉の輸入国の立場から独自の基準でステータス評価を数年前から始めてまいりました。

日本は化粧品、あるいは医薬品をEUに輸出しているということもありまして、当初EUのステータス評価に参加したわけですが、その過程でEUの基準というのは、OIE、国際獣疫事務局が行う評価の基準と違うということが大分判明してまいりまして、国際獣疫事務局がどの国も納得する基準をつくって、それに基づいて評価をするということになりました。

そういうことで、いま1つは、化粧品、あるいは医薬品のEUの我が国に対する輸入規制が昨年からなくなったということで、いわば輸出国の立場でEU独自の基準に基づくBSE評価を受ける合理性がなくなった、継続する合理性がなくなったということで、中断を申し出、EUも納得してやめたという経緯でございます。

その後、EU自身がみずからの基準の不適切さを認めて、OIEの基準に沿った格好でステータス評価の基準を改めております。

したがって、私どもとしては、ことしの6月の時点でそれまで作業していたEUの独自の基準に基づくステータス評価を途中でやめたということは適切な判断であったというふ

うに思っております。

○座長 それでは、2 番目の「肉骨粉の取り扱いについて」に移りたいと思います。

最初に事務局の方から資料に基づいて御説明願います。その後に肉骨粉関連の御意見をお伺いします。

○宮坂食肉鶏卵課長 それでは、食肉鶏卵課長であります。資料5に基づきまして、まず肉骨粉の生産、輸入、利用の実態について御説明申し上げたいと思います。

資料をあけていただきまして、まず1 ページ目でございますが、先ほど来、話がございますが、肉骨粉――原料になりますのは、生産者がと畜場なり、食鳥処理場に出荷をいたしまして、そこで食肉への処理が行われるわけでございますが、そこで先ほど来、話が出ておりますけれども、と畜の副産物、例えば不可食内臓等々が出てまいるわけでございます。右の表にございますけれども、と畜副産物といたしまして、原料ベースで、重量ベースでございますが、全体として160 万トン程度出てまいるわけでございますが、そのうち牛は大体19%、豚が37%、鶏が44%、こういうと畜の副産物が出てまいるわけでありす。このと畜副産物、先ほども委員の方からお話ございましたが、これがレンダリング業界の方に引き取られまして、この畜産副産物を原料といたしまして肉骨粉がつくられるわけでございます。

肉骨粉はどうやってつくるかというのはその下の表でございますが、と畜副産物を原料といたしまして、これを粉碎いたしまして、一定の形状に整えまして、クッカー――これはクッキングするもので、かまでございますが、そこで脱水処理等々行いまして、そこで油分なり、水分を抽出いたしまして、残るのはかすになるわけでございます。これをスクリーンにかけまして、この段階で肉骨粉になるわけでございますが、それを製品サイロに入れるという形で肉骨粉が製造されるわけでございます。

上の表に戻っていただきますと、この肉骨粉は160 万トンのと畜副産物を原料にいたしまして約40 万トン、年間で生産されます。これはどこにいつているかということでございますが、一番大きいのはえさでございます。配合飼料工場に対しまして、配合飼料の1 原料といたしまして、30 万トン、これは豚・鶏用の飼料として供給されます。また、残りの10 万トンにつきましては、肥料用等、これは肥料なり、あとはペットフードでございますが、そこに10 万トン。こういうのが国産肉骨粉の流れでございます。

一方、輸入肉骨粉でございますが、これは次のページでもまた御説明いたしますが、大

体 17～18 万トン年間輸入がございします。そのうちの 12 万トンがえさ用でございまして、残りの 5 万トンぐらいが肥料用等ということでございします。

このレンダリングの機能でございしますが、先ほど来、お話がございしますが、まさにレンダリングにつきましては、こういうと畜副産物、こういうものを減量いたしまして、さらにそれを製品化するというようなことで、食肉全体の円滑な加工・流通を確保しているという機能を持っているわけでございします。

次の 2 ページであります、肉骨粉の輸入でございします。ただいまざっと 17 万トンというふうに申し上げましたけれども、字が小さくてまことに恐縮なんです、表の一番下の数字、合計の欄を見ていただきますと、2000 年の数字で約 18 万 5000 トンでございします。この内訳でございします。マークがついておりませんけれども、多いのがオーストラリアの 3 万 5000 トン、それからニュージーランドの 3 万 4000 トン、上にせり上がっていただきましてアルゼンチンの 2 万トン。イタリアからは、2000 年でございしますが、2 万 8000 トン入ってございしますが、これは御案内のとおり、ことしの 1 月から輸入が B S E の多発ということで E U からとはめているところでございします。これは 2000 年の数字でございします、そういう状況でございします。これが輸入量でございします。

よその国、特に B S E の先発国であります E U でどういうふう処理しているかというのが 3 ページであります。

E U におきましては、畜産農家がと畜場に持ち込むわけですが、先ほど御質問がありましたけれども、E U の場合には基本的にはパッカーということで、いわゆる食肉処理の団体がございまして、生体で農家からその時点で所有権を移転いたしまして、あとは自己の内部検査といたしまして、そこでと畜解体をいたします。と畜解体に伴いまして、そのときに先ほど来お話がございしますけれども、B S E の検査というのをやるわけでございします。その結果、B S E の陽性になった牛の全体、それと S R M、特定危険部位であります、特定危険部位につきましては別扱いになりまして、これをレンダリングします。要するに生の状態というのは非常に処理がしにくうございします、水分含有も非常に高いということでございします、レンダリングをいたしまして、それから高圧滅菌器、これは O I E 基準で 133 度、3 気圧、20 分という基準がございします。これをかけまして、そして肉骨粉をつくりまして、そして今は焼却をしているという状況でございします。これが B S E 陽性の牛と S R M の処理の仕方でありまして、

一方、B S E の陰性のものから出ました不可食内臓なり、鶏とか豚から出てまいります

と畜の副産物は別の流れになっておりまして、これはレンダリング工場に持ち込まれますが、先ほど申しおくれましたけれども、上の方のレンダリング工場はSRMのみを取り扱うということでございます。BSEの陽性のものなり、SRMだけを専用的にやるレンダリング工場であります。

下の方はそれ以外のレンダリング工場でありまして、SRMは一切取り扱わない。SRM以外と豚と鶏だけを取り扱うということでございますが、これは処理といたしましては、同じようにクッカーでクッキングをいたしまして、それから高圧滅菌をいたしまして、肉骨粉の状態にする。それで、今はどうしているかという、それをペットフードにEUは向けております。ただ、ペットフードでは全部回し切れませんので、余剰部分につきましては、後ほど飼料課の方から話があるかと思いますが、あくまで暫定的な措置といたしまして焼却をする。科学的根拠はないけれども、EUでは暫定的に全家畜由来の肉骨粉を全家畜に与えないということが今年の12月までの暫定措置として行われておりますので、その結果、ペットフードに向け切れないものにつきましては、暫定的に焼却という形になっているところでございます。

以上であります。

○座長 引き続き、次の資料について御説明願います。

○木下飼料課長 飼料課長の木下でございます。資料の6に基づきまして簡単に御説明いたします。

1 ページ目のところでございますが、肉骨粉につきましては、配合飼料の原料として51%が採卵鶏、約29%がブロイラー、残り約2割が豚に使用されておまして、乳牛なり、肉牛のえさとして、平成8年、1996年の私どもの通知以前もほとんど使われておらなかったわけでございますが、指導通知以降は配合飼料原料としては全く使われていないところでございます。

2 ページ目にいきまして、肉骨粉に関する規制の推移でございますが、平成8年4月16日付けで飼料関係団体に対しまして、反すう動物の組織を用いた飼料原料については反すう動物に給与しないことという通知を行っております。

それから、平成12年12月21日にはEUでのBSEの広がりに伴いまして、再度通知を行っております。

それから、(3)の13年6月1日付けでは、反すう動物用飼料の反すう動物へ、要するに牛への飼料の混入を防止するために、配合飼料段階での混入防止のガイドラインを作成

いたしました。

それから、(4)は、そういう措置によりまして行政指導では十分でないということで、13年9月18日付けで、反すう動物由来たんぱく、肉骨粉等の牛への給与を禁止して、罰則規定を設けたということでございます。

それから、3ページのところですが、安全な特産物の供給体制の確立ということでございます。

1つは、飼料工場で肉骨粉の混入がないのかどうかということでございまして、これについては142工場を立入検査をいたしまして、サンプルを集めて分析した結果、牛用飼料に肉骨粉の混入は認められておりません。

それから、先ほど申し上げました(2)では、反すう動物由来たんぱく、肉骨粉等の牛への給与を法的に禁止するということをやりました。

それから、(3)では、これを農家の段階に徹底的に伝えるために、14万戸の農家に対しましてわかりやすいマニュアル、Q&Aで配布いたしまして、指導いたしまして、絶対に肉骨粉等を牛に与えないようにということを指導いたしました。

それから、(4)で、そういう措置によっても消費者の不安が解消できないということでございまして、EU並みの、すべての家畜などに対します肉骨粉等の輸入・製造・出荷の一時停止を行うということで、10月4日から当分の間、この措置を実施しているところでございます。

それから、4番目で、各国の規制の状況でございしますが、EU委員会におきましては、2001年の1月、ことしの1月から暫定措置として当面半年間、全面禁止、それをさらに延長しているところでございます。これについては、反すう動物の肉骨粉の給与を鶏や豚まで禁止することは科学的な根拠はないが、政治的な判断で実施したということでございます。

それから、アメリカ、豪州、ニュージーランドにおいては、肉骨粉の鶏や豚への給与はいずれも認めているということでございます。

5ページ目でございます。これは今後の肉骨粉のあり方についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、今月の4日からは飼料用の肉骨粉の一切の製造・販売停止ということにしております。

他方、各委員からも意見としてございましたが、肉骨粉については反すう動物、例えば牛以外の家畜、鶏とか豚に給与することは科学的には問題がなく、また資源のリサイクル

という観点からもメリットがあるわけでございます。

以上を踏まえまして、国民の皆様の不安の解消を図りつつ、肉骨粉の今後の有効利用のあり方について検討する必要があるのではないかとということでございまして、その下に書いてございます。

今後のあり方の検討としては、①のところですけども、すべての肉骨粉を引き続き全面的に禁止していくのか、あるいは②のところでございますけれども、豚・鶏用飼料として使うことについては解除していくのか。

3番目は、牛とそれ以外のものに分別いたしまして、③のアですけども、牛以外のものについては使用を解除する。

イとしては、牛由来のものについては、これは非常にわかりにくいですけども、豚用・鶏用のみに使う。

それから、ウは、牛由来のものについては、全部燃やしてしまう。

それが右側の表にかいてございます。幾つかのオプションの中でどういうやり方を今後やっていくのかということが、この検討会で検討していただきたい事項の1つでございます。

続きましてよろしいでしょうか。

○座長 はい。

○木下飼料課長 時間の関係ありませんので、続きまして私の方からペットフード関係について御説明申し上げたいと思います。

ペットフードにつきましては、1枚めくっていただきまして、これにつきましては、我が国には1000万頭の犬、あるいは500万頭の猫が飼育されておまして、ペットフードに依存する家庭が非常に多うございます。

ペットフードにおきましては、肉骨粉の使用について、右側にグラフでかいておりますが、特にドッグフードについては、もともと肉食の動物でございますので、これがないと犬が飼えないというか、そういう状態でございます。猫の方はそれほど依存していないわけでございます。

次のページ、2ページ目でございますが、諸外国における規制につきましては、先ほどデンマークの例も食肉鶏卵課長から話がありましており、ペットフードにつきましては、狂牛病が発生しておりますイギリス、あるいはEU委員会においてもその使用自体は禁止されていないわけでございます。

それから、ペットフードの表示につきましては、右に例を書いておりますけれども、いろいろな給与方法なり、成分、原材料等の記載が公正取引規約によって義務づけられておりまして、明らかにこの品物はペット用のものだということがわかる仕組みになっております。

それから、ペットフードにつきましては、要するに肉食獣でございますので、草食動物の牛のえさとは全く違うし、形態も缶詰とかジャーキーとかそういう形になっておりまして、これが誤って牛に給与される可能性は極めて低いということでございます。

3 ページ目のところでございますが、今後のペットフードの検討方向といたしましては、ペットフードについては、そこに「食料」と書いてございますが、これは私どものミスでございまして、「飼料への誤用・流用を防止する上で」と御訂正いただきたいと思いますが、1 つは、形状、これは缶詰とかジャーキーのよう形、あるいは成分が牛用の飼料と異なっているということで、犬、猫などの肉食獣のペットフードを草食動物である牛に誤使用する可能性は低い。

それから、ペットフードは、公正取引規約に基づきまして、犬用、猫用等の表示が義務づけられており、飼料との区別が可能であるということに加えて、ペットフード業界は、右のような混入防止対策に取り組んでいるということでございまして、1 つは、パッケージに、牛には給餌しないこと。それから、ペットフードの専用工場か、もしくは製造ラインを完全に分離する。それから、牛の肉骨粉は全く使わない。鶏、豚だけを使う。あるいはトレース・アビリティを徹底させるというような対策に取り組んでいるところでございます。

それから、④のところでございますけれども、ペットフードの肉骨粉の利用は、イギリス等 EU においても認められている。

⑤として、犬、猫などのペットは肉食獣でありまして、その健康上、肉骨粉等の動物性原料は必要不可欠であるということを踏まえて御検討をお願いしたいと思っている次第でございまして。

○吉田生産資材課長 続きまして、資料 8 を説明させていただきます。生産資材課長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

資料 8、「肉骨粉の肥料利用の現状と規制」でございまして、1 ページをあけていただきたいと思います。今回の一時停止措置に係る物質の肥料への利用状況でございますが、国産、輸入合わせまして約 30 万トンでございます。そのうち、右の表を見ていただ

きたいのですが、下の方、3分の1ぐらいのところに書いてございますが、骨粉質類、この合計でいきますと、21万トン。これのほぼ半分を占めておりますのは、上から4行目に書いてございますが、蒸製骨粉でございます。これは油脂分等を除くために高温高压で処理したものでございますが、これが過半を占めてございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。肥料用の肉骨粉等でございますが、どのような形で流通しているかということでございます。約8割が化学肥料と混合された形態で流通しておりまして、農家が肉骨粉だけを単肥で利用するというものは多くはございません。

また、その複合肥料の原料に使用する場合でございますが、その混合割合は2～3割でございますが、肉骨粉以外に、なたね油かすとか、そういったものの有機質肥料、さらに化学肥料としましては、過りん酸石灰ですとか、硫酸カリですとか、あるいはマグネシウムといったようなものをまぜております。

3ページをお願いいたします。この代表的な複合肥料でございます有機化成肥料でございますが、製造過程は今申し上げましたような化学肥料と有機質肥料をまぜまして、それをばらばらの状態ではなくて、その成分がそれぞれ均一にまじった粒状にしまして出ているというのが大半でございます。

また、この肥料用に用いられます肉骨粉、先ほど申しましたように多様なものがございますが、製造工程もいろいろございます。一番利用量の多い蒸製骨粉の処理例を書いてございますが、右下の方を見ていただきたいのですが、155度から160度、5ないし6気圧で90分蒸製ということでございます。

ちなみに、O I E基準は133℃、20分、3気圧ということでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。今回の一時停止措置はえさへの混入ということ念頭に置いた措置でございますが、利用実態を見ますと、お値段が実は高うございまして、約3割ぐらい高うございます。右の方を見ていただきたいのですが、普通化成肥料に比べまして、約3割程度高いというようなことがございます。そのため、用いられる場面は、果樹ですとか野菜作用、あるいは最近はやりといいですか、有機栽培、そういった収益性の高い作目に利用されておりまして、通常、草地などには使用されておりません。

また、りん酸質の給与にすぐれておりまして、肥効が緩やかに効くということで、これにかわる代替資材がないということもございまして、味ですとか品質を求める農家からは非常に強い需要がございます。

表示でございますが、右の方に書いてございますように、肥料の種類ですとか名称、保証成分量とあわせまして、原料の種類が明確に書かれてございます。

最後のページをお願いいたします。5ページでございます。

植物が吸って問題ないかというお話があるのですが、植物は栄養分を主として無機態、アミノ酸で吸うこともございますが、アミノ酸が 22 個並んだこのプリオンたんぱくを吸という報告はございません。

また、プリオンたんぱくは動物性でございまして、植物体内で増殖するということとはございません。

諸外国における規制でございますが、EU委員会でも特定危険部位を除いて、その使用は禁止されておりません。

今後の検討方向でございますがね、やはり先ほど申しましたように8割を占める複合肥料、これは化学肥料と混合されておりまして、また、えさとしての安全性のチェックを受けていないということもございまして、えさには不適であるということ。

また、単肥で流通する場合も明確にえさと区別ができるように表示されております。

さらに、その原料の中にはO I E基準を超えた処理をされているものがあるということも踏まえまして検討をしていってはいかがかということでございます。

○宮坂食肉鶏卵課長 先ほど対策のところでも今回の事態によります影響を受ける関係事業者への緊急融資というのが当方の梅津審議官の方から話があったかと思えます。これに関連しまして、金融に伴います保証の問題がすぐ出ます。保証につきましては、今回特に関連事業者というか、中小企業者の方々に対しましては、中小企業庁の方で無担保無保証人制度というのがございます。その制度にのっけるということで、中小企業庁の方でその作業を行いまして、そういう取り扱いをするということになっております。

さらに、特に今回の影響が非常に大きいことを想定いたしまして、その点につきまして、さらに保証の点だけではなくて、中小企業融資の特別の融資といたしまして、商工中金なり、中小企業金融公庫から 8000 万円、国民金融公庫から 4000 万というセーフティネット貸付というのがございまして、特別の影響があった場合に運転資金を通常のお借りになれる枠に加えて、別枠で措置をするというものがあるわけでございますが、今回の B S E 関連につきましてはそういう特別のものということで、今申し上げましたような金額につきまして特別の緊急貸付を行うということになっておりますことをつけ加えさせていただきます。

○座長 事務局からの御説明どうもありがとうございました。

それでは、肉骨粉について、今の事務局の御説明につきまして御質問、あるいは御意見をいただきたいと思います。

まず先ほどお手を挙げている委員からお願いします。

○委員 時間が経過したようでございますが、一応私の方から現況並びに今後のこと等について概略御説明を申し上げたいと思っております。

副産物協会というのは、御承知の方もいらっしゃると思いますが、一昨年、食肉以外の3つの副産物の原皮、副生物、レンダリング、この3つの業界が一緒になってできた組織でございまして、昨年は口蹄疫、ことしは狂牛病、毎日肉骨粉の記事が載らない日はないというぐらい有名になっております。

協会全体としましても大変な危機に陥っておりまして、10月4日から流通が禁止になるというようなことになっておりますが、既にガイドラインが6月1日に出た時点から荷動きはほとんどありません。したがって、現在の在庫量というのは、正確な数字ではございませませんが、約2万トンから3万トンあります。製品で1日大体1300トンぐらい全国で発生します。

そうしまして、先ほど委員の方からお話もございましたが、我々としましても流れることが一番でございまして、とまっちゃった。いわゆる出口がなくなったわけでございます。出口がなくなって、入り口だけどんどん入ってきてはどうにもならない。ただ、出口がないからやめるのではなくて、出口がないことによってどうにもならない。今のところ考えているのは焼却です。

ところが、焼却しようとしても、全国的に毎日発生してくる1300トンという数字を、ましてや現在の在庫の2万ないし3万のものを焼くということはほとんど不可能に近いんです。いろいろ役所の方でもこの焼却施設等々についても調査をしていただいております。しかし、いつ、どれぐらい完全に焼けるということが保証できないのが今日の現状でございます。

したがって、我々は決して困らせようと思ってやめているわけではないんです。つくろうにもつukれない。それは出口がとまっているからなんです。焼却がスムーズに流れていけば、それだけ発生量は消化することはできます。我々は処理能力というのが限界がございますので、そこで処理不可能ということになると、先ほど来いろいろお話がありますように、と畜場から残渣を引き取れない。これはまことに申しわけない、残念なことで

はありますが、引き取れないという状況になる一步手前なんです。場所によっては既にそういう状態に入っていると畜場も千葉県等を含めまして現在出ているはずなんです。これは決して我々がストをやっているわけでも何でもないんです。やろうと思ってもできないという現状を御賢察いただきたい。そうすることによって、と場機能が麻痺する。したがって、と場機能が麻痺すると食肉の供給ができなくな可能性というものも否定できないということが現状でございます。

しからば今後どうするかというような問題を種々検討いたしております。連日のように農水省の方とも交渉しておりますが、焼く以外になかなかこれといった解決の方法はございません。そして、この残渣を引き取らないということは我々としては言えません。しかし、処理できないということになれば、とることができないというのが現状でございます。

今後どういうふうにしていくかということは、焼くということ、もちろん肥料ということも考えないでもないんですが、これは数量的に限界がございますし、ミート・ボーン・ミール、いわゆる肉骨粉の品質の関係もありまして、脂肪分があると土中での分解ができないとか、いろいろそういう問題等もありまして、肥料に全量持っていくということもできません。ましてや肥料の製造も流通もストップということになってきますと、もうどうにもこうにもしょうがなくなるというのが現状であります。

もしこれが安全性といいますか、宣言されまして、流れるようになったら、いろんな方法を考えておりますが、まだそこまで達する状態でないということが現状であります。例えばレンダリングの業界で今までは一緒に牛、豚、鶏をやっていたのを工場別にラインを分けようとか、専用工場をつくろうとか、そしてまた今度はできた製品を飼料工場で専用工場をつくってもらおうとか、いろんなこと等を検討はいたしておりますが、そこまで到達していないというのが現状でございます。

いろいろと今後この会が進んでいく中で、いろんな問題点が提起されるだろうと思えますけれども、現状、我々の業界でのミート・ボーン・ミール、肉骨粉の現状の報告とさせていただきます。

○座長 どうもありがとうございました。

ほかに。

○委員 私は先ほどから一消費者として出席し、ご意見を聞いておりますが、一方、ペットフード工業会の会長として先ほどの農水さんの言われた部分についてちょっと2、3分御説明させていただきたい。

まず、ペットフードについて委員の方でお詳しくない方がいらっしゃるかもしれませんが、今いわゆるペットというのは単なる愛玩動物から家族の一員としてのコンパニオンアニマルとして、国民の生活に憩いと潤いを与えるという存在で、例えばアニマルセラピーであるとか、あるいは子供の情操教育であるとか、高齢者の情緒安定、介助犬、いろんな形でお役に立っているなというふうに私ども思っておりまして、犬も 1000 万頭、猫も先ほどお話がありました 800 万頭から皆さんがお飼いになっている。

犬猫は草食獣動物ではございませんので、犬の場合に、この間の 10 月 1 日に発令されました制限品目、すべてのミールがだめということになりますと、豚、鶏のミールも使えない。現在は実は先ほどからうらやましいなと思ってお聞きしていたのですが、きのう 10 月 4 日からペット工場は全部操業ができません。つまり植物たんぱくだけではフードができ上がりませんので、実は困っているというのが現状でございます。

今いろんなお話が出ましたが、先ほど農水さんが言いましたように、直ちに 1 日、2 日は全工業会の会員を集めまして、その対応、行政がこういうふうに言う以上、僕らのできる範囲では全部やっつけようということで、とりあえず今後ステッカー対応、あるいは新しい印刷は、先ほど出たように、ペットフード、こういうふうに公正取引協議会の表示できちっとしているんですけれども、牛には給餌をしない。あるいは製造ラインをきちっと専用工場なり、あるいはラインを配合飼料とをきちっと分ける。あるいはそういった分別流通の徹底というので、工業会が中心になって、伝票、帳票を含めて一括統合して処理をしようということで、現在作業を進めております。

ただ、現実問題としては、きのうから全社全く工場が操業を停止しておりまして、先ほどいった牛の問題以上に豚も鶏も全く使っちゃいけないというこの制限品目に入っておりまして、植物たんぱくだけではフードができないというのが現状でございます。

欧米等を含めてすべてああいう形でやっておりまして、日本はそれ以上は厳しい姿勢を過去 30 年間引いてきたわけございまして、これはひとつ委員の皆様よく御理解いただきたいと言申し上げたいと思います。

○委員 配合飼料業界は安全な肉骨粉については従来から畜産リサイクルの維持ということもこれありますし、国内資源の少ない我が国において年間 2400 万トン配合飼料が流通しているわけですから、その質的にも、量的にも貴重な国内資源ということで、この考え方は一貫してずっと続けているわけですが、現時点では 4 日の朝から使えない。こういう状況になっているわけでございます。

私どもとしましては、物理的に安全な肉骨粉をといるためのいろいろな施策がとられておりますけれども、方針はかなりわかっておりますが、まだ現実に完全実施になっていない部分もございますので、これらもそろえたところで、すべてそろえたところで安全宣言というものを早くやっていただけるような状況に持ち込んでいただきたいということと、もう切羽詰っておりますので、できれば安全宣言がいつごろできそうだということでも詰めていただけたらなという考え方をしているのが現状でございます。

また、それと並行して、安全宣言をするにしても、やはり市場の反応というのは非常に厳しかったわけですから、今までのやり方をさらに改善、工夫して、もう少し一般にアピールするような、またわかりやすいような、だれでもわかるような安全性の広報というのをぜひ力を入れてやっていただきたいと思います。

それから、今度の10月1日付けのプレスリリースで16か17対象品目に一気にされたわけでございますが、肉骨粉は別としまして、品目によっては多少、このまま消せと言うと少し品質管理として乱暴かなと思うところもありますので、この中で幾つかのものにつきましては、それぞれの品目の品質定義等を製造段階で原料ですとか、製造手法ですとか、管理等、追加した上で、基準クリアできるものは除外を早急にすべきだと。そういうものが少し、このまま何もなしではちょっと無理かなと思いますが、少し基準を明確化することによって十分使うことが理解される原材料というのはかなり入っております。

例えばチキンミールですか、フェザーミールというものの、先ほどもちょっと出ておりましたけれども、こういうものについては製造工場におきまして、家禽処理副産物以外の動物性たんぱくを使用していないことを確認するとか、乾燥血漿、血粉、加水分解たんぱく、こういうものについては鶏・豚由来原料で製造されたことが確認できるということであれば、十分科学的に説明できると思いますので、この辺早々に詰めていただきまして、できるものは少しでも早くやっていかないと、先ほど来、詰まるという話が出ておりますけれども、完全に詰まってしまうことになりかねないので、この辺は早々に検討していただきたいと思います。

それから、飼料業界ということでいきますと、1日にプレスリリースがありまして、4日からミート・ボーン・ミールを使った製品は出荷できないということになりまして、実質2日間ぐらいで全部切りかえて、えさは月々200万トン流通していますから、それを2日で作くり直すというのは大変な作業だったわけですが、一応4日からそういう形のものをしておりますけれども、逆にメーカーとしては肉骨粉の残った原料もあります

し、一部配合されたものも残っているということがありますので、これに対する処理方法を早々に協議させていただきたいということが1つです。

それから、もう1つは、肉骨粉を当面使用しないということで、配合飼料は代替原料を使ってかなりコストアップになっております。

一方、10月1日付けで配合飼料の価格改定をやったばかりでございます。その中にはこの肉骨粉を使わないという条件は入っておりません。ただ、今の状況からして流れとしてはこれを畜産農家なり何なりにすぐ転嫁してしまうことはできないだろうということでございますが、飼料業界も懐かしい業界でございますので、いつまでもそうは言っていられないということになりますと、やはり緊急措置として、例えば私たちが業界として知っている範囲で考えるのは、異常基金を急遽発動してもらうとか、こういう財政措置も検討いただきたいと思います。

○委員 時間も経過しておりますので、1点ほど、特にどうしてもお願いしたいということでございます。

広島で酪農を経営しております生産者でございますが、生産者も生産者の代表というのはきょうも1人しかおりませんが、どうしてもお願いしたいということは、健康な牛、30カ月以上が出されないのは仕方がないとして、今、病牛、事故牛、それから今度死んだ牛というのが全く出せないということでございまして、農家の方もその処置ということでどうにもならないということでございます。

先ほど業界の方もおっしゃいましたけれども、健康な牛の骨も処理できないということでございますから、ましてや病気の牛、事故の牛、そういうものも全く、これは余計とっていただけないということでございます。農家の方で死んだ牛をいつまでも置くというわけにもいきませんし、少し悪い牛、あるいはけがをした牛あたりも置いておけばどうしても弱ってきて、皆起立不能になってしまうということで、特にこれもとっていただけないということでございますから、どうしてもこれをミイラになるまで牛舎に置いておくわけにもいきませんし、これが本当に農家が今悲鳴を上げている状況でございます。

もちろん県の方も一生懸命心配してくれておりますが、全く処置するところはありません。もちろん公設の焼却場もございませんし、広島の方から全国あちこち耳を長くして、兵庫の方へあるかもわからない、あるいは新潟の方へあるかもわからない、あるいは奈良の方へあるかもわからないというようなことをつてをたどって、そこまで1、2頭でも持っていくというような状況でございまして、ほんと、悲鳴を上げております。そういう状

況がいつまでも続くというふうには思っておりませんが、一日も早く、化製業者の方だけに責任を負わずに、国の方も一緒になってできるだけ早く解決していただきたいというふうに思っております。

それから、先ほども 30 カ月以上の牛の検査、あるいは 24 カ月以上の牛の検査とか言われておりますが、科学的には 12 カ月以上の牛についても危険部位は全部焼却しているわけですから、全く危険はないと思いますが、しかし、ここにいらっしゃる皆さん全員が牛の検査をしていただかないと、消費に影響があるとおっしゃっておられますから、やはり当面の間は全頭を検査して、それで科学的な立証をして、消費者の皆さんを安心させていただきたいというふうに思っております。ひとつよろしく願いいたします。

そのほかいっぱいありますが、きょうはこのところで特にお願いをしておきます。よろしく願います。

○委員 時間がないんですけれども、今回国を挙げまして狂牛病対策としてその入り口と出口の対策ができた。これは狂牛病を根絶して、消費者が安心して食肉を食べられるようにする。こういうことで、ぜひそのように早くなってもらいたいと念願しております。

こういう情勢の中で 10 月 1 日付けの農水省の生産局長名で、「肉骨粉等の当面の取り扱いについて」が出ておりますが、この中で肉骨粉等を反すう動物以外の鶏、豚等に給与することは科学的に問題がないし、資源の有効利用の観点からも合理的な方式だと、こういうふうに明言されております。そうであるとするならば、少なくとも鶏や豚由来の肉骨粉を鶏や豚の飼料として有効利用することは何ら問題がないのではないかと。早くそういうふうなことをやっていただきたい。

それから、ブロイラーの場合、肉骨粉を代替飼料にかえた場合に栄養価であるとか、あるいは肥育管理の面で問題が出てまいります。毎日の処理や事業の継続上、死活問題となっております。コスト的に見てもトン当たり 700 円位のコストアップになる。既にきのうあたりまで引き取り拒否が出ております。群馬、山形、四国、南九州、こういうことでありまして、きょうあたりでも宮崎県下のレンダリング工場で加工賃をくださいと、そしてできたもの、肉骨粉を引き取ってくださいと、こんなことを言われておりまして、大変な問題になっている。南九州の某社では毎日 20 トン出てまいりまして、これを焼却してくれるところがない。あるいは置き場所もない。2、3 日放置するとかたくなる。においが出てくる。こんなことで非常に困っている。

ブロイラー産業の場合、インテグレーションという形態がございまして、隣接の工場等

でレンダリング工場を持っているところがありますが、そういうものを自己完結しているわけです。指定配合で、混入は防止できると言っておりますし、これらの 12 社の工場で大体 35% ぐらいのシェアになるのではないかと。こういう実態もございます。

それから、ブロイラーの場合は、先ほどの資料でもありましたように、一番多いわけでもございまして、毎日何千羽、何万羽という処理が連続しております。先ほど申し上げたような事情で既に大変な困難な状態になっているということでもあります。とにかくチキンミールなり、フェザーミールを使用可としてほしい。こういうのが私どもの協会の生産加工部会等の切なる要望であります。飼料として安全であって、ブロイラーの飼育上でもベターであるということになれば、消費者の皆さんの納得もいただけるのではないかと思います。

それから、厚生労働省さんにお尋ねしたいんですけれども、昨年からブロイラーの日本への輸出国に対して、日本の処理工場と同等水準以上の処理条件、あるいは衛生条件、これを求めることになっております。したがって、今回もし国内で鶏等の肉骨粉の使用禁止ということになれば、輸入品のブロイラーについてもそれを求めなければ、国産品は高い代替飼料を使って、輸入品は安い肉骨粉飼料で入ってくる。こういうことでは公正な競争ができないことになりますので、これに対してはどのような対応をされるのか、お伺いしたいと、かように思います。

以上、3 点だけ申し上げたいと思います。

○座長 ただいま事務局のお計らいで、最初 5 時ということであったんですけれども、少し時間を延長できるようにしていただきましたので、恐らく 30 分程度は十分時間をとれる状況にあります。ですので、まだ御意見をお持ちの方はぜひお願いします。

その前に、今、厚労省の方に御質問されましたけれども、その点についてお願いできますでしょうか。

○高谷監視安全課長 ただいまの食鳥協会の御質問の中身自体については、特段私どもが外国に求めているときに使う衛生要件の 1 つという理解はなかなか難しいのではないかと。ということで、少なくともこの場で余り冷たい返事はしたくないとは思っているんですけれども、実際的には我が国が肉骨粉を豚、鶏に一時的に停止をするということ自体は、どういう理由で停止をするのかということが 1 つあるんだろうと思いますが、それが衛生上問題があるから停止をするんだということであれば、私どももそのことについては、それは事実だということであれば、諸外国に対しても衛生上問題のある肉骨粉は与えているのか

いないのかということを含めてきちんと対応しなければいかんなどとは思いますが、私ども今の状況では、そういうものを与えることを認めることによって、また反すう動物である牛にいく可能性があるのも、そこは遮断をするという意味で、今回はとめるということであれば、特段ブロイラーに対する衛生要件の1つとして肉骨粉をとめているというふうには理解をしない。となれば、輸出国に対しても日本と同じ扱いをなささいよということを要求すること自体が国際的には過度な要求をするのではないかとということでございますので、今のところは今回の日本における処置を直ちに外国に対しても要求をするということは厚生労働省としては今のところ考えていないということです。

○委員 今のところ考えていない。

○高谷監視安全課長 はい。

○委員 時間も大分経過したようなので、簡単をお願いをしたいと思います。

私どもの業界、つまり肥料業界の総合を代表して御質問申し上げますが、あくまでもえさと肥料は違うんだと。これを区分していただきたい。えさは家畜にくれるもの、肥料は畑にくれるものです。畑にくれたものが今のBSEですか、この関連が起きるのかどうか。これらも国を挙げてテストをしていかなければいけないのではないかと。しかし、肥料業界はまさに秋肥が始まって、ミカンの肥料がどんどん要望されています。もうすぐ春肥でございます。その段階でございますので、一日も早く骨粉、できれば肉骨粉、どちらでも結構ですが、骨粉をまず解消していただいて、農家が待っているんですから、ひとつ至急にこの禁止を解いていただきたいと、切にお願い申し上げます。これは業界ばかりでなく、有機農産物をつくっている農家の声です。消費者の声なんです。それを申し上げて御質問にいたします。

○座長 今のは御意見として伺いしてよろしいですね。

○委員 はい、結構でございます。

○委員 肉骨粉についてずっとお話が出ているんですけども、私は本当に素人でよくわからなかったんですけども、なぜ鶏と豚は――肉はどんどん食べているのに、ラーメン屋に行けば豚骨スープがあるのに、それから出る骨粉がだめなんだというというようなことは大変矛盾と思ったわけです。それは牛の骨粉とまざるからというようなことで疑問視されたというんですけども、現実には我々食べているわけですね。むしろ牛は今問題ですけれども、ほかの肉はどんどんと。

私は、今一番残念に思うのは、日本人は肉は今 80 グラムぐらい毎日食べているんです。

それを否定する人もいるんですけど、日本人の今の長寿というか、健康はそれに負うところが多いんですね。これをだめにしちゃうのは非常に――これは長い歴史があるんですね。ちょっと残念に思う。このまま続けますと、一般消費者も肉骨粉、鶏や豚の肉骨粉がだめだというんなら、果たして家庭で食べている肉も大丈夫だろうかという疑念につながると思うんです。またそういうマスコミがあると思うんです。私はぜひここでもって行政側もきちっとして、豚と鶏はこのように大丈夫なんだということを、牛はちょっとおくれたとしても、やらなければいけない時期にきている。

今お話を聞きまして、大部分の方が肉骨粉の必要性を、これはサイクルの中で絶対必要なものなんですね。その処理がもし農水や厚生でできないんだったら、国全体で、ほかの経済産業とか国土交通とかありますね。そういうところでエネルギーをいっぱい持っているところもあるんですね。そういうところの力をかりてでもいいからここを乗り越えてください。というふうに実はさっきから感じました。

○座長 どうもありがとうございました。

○委員 質問をしたいんですが、牛へ与えることができないはずなのに、以前は農家数で100戸を超えて2000頭と言われ、先ほどのお話では2000戸を超えて、頭数もずっと多くなっているというようにお話もありました。先ほどの御発言の中でこれは肉骨粉を与えたのではないんじゃないかというお話がありまして、そのこのところの、やはり先ほどと同様に事実関係がどうなのかということを正確に伺いたいと思うんです。

見方を変えますと、私はきょうお願いしようと思っていたんですけど、肉骨粉を違反して与えていた飼育の現場の方が全然知らなかったというようなお話もありましたし、例えば自分のところにある袋を見ても、肉骨粉というのは正確にわからないんだというようなお話もあったんです。食品の表示ですと、私たちは手元にあるものとかスーパーへ行ったら、棚で表示を調べることができるんですけども、どういう表示になっているのか、正確に肉骨粉という表現になっているのか、あるいはほかのものと一緒になって別な表示になっていることもあり得るのか、あるいはメーカーによって違う表現を使っているところもあるのではないかと、その辺ところを資料として――シリョウというのはえさではありません。データとして、次回で結構ですから、実際の袋を、それも理想的に書いてあるものだけではなくて、いろんな書き方がもしあるのであれば、こんなふうにして今まで最終のユーザーの方の手元には届いていたというようなものをちょっと示していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

とりあえずは以上です。

○委員 私は配合飼料メーカーなんですけれどね。ちょっと誤解されてしまうと困るので、我々配合飼料メーカーというのは財務省から検査を受けまして、第1種承認工場という資格を持って配合飼料を製造しているわけです。

それで、1つは、牛のえさに肉骨粉を使わないというのはもう我々の会社の中では常識です。ですから、我が社では、会社設立以来、肉骨粉は牛のえさには使っていないです。

もう1つ、それを表示するものは何かないのかというのですが、我々はちゃんと飼料安全法というものに規定されておりまして、それにのっとった表示を全部つけております。ですから、見なかった人に知らないと言われたらしようがないですけれども、これはきちんとした形で規定がありまして、それにのっとって表示しておりますので、それではそれがないものについてどうするんだというのはちょっと我々の業界の話と違うんでわかりませんが、ひとつ理解していただいておきたいのは、配合飼料メーカーというのはちゃんと規定があって、それにのっとって表示もしているし、使用もしているという現実をちょっと御理解いただきたいと思います。

○座長 今の件に関しまして梅津審議官の方でありますか。

○梅津審議官 1点だけ申し上げます。冒頭申しましたように、牛用の配合飼料をつくっている全工場、飼料安全法に基づいて調査をいたしました。今、つくっておらない、休んでいるところも含めて全部調査をして、サンプルをとって、それで顕微鏡ですべて確認しております。すべての工場について肉骨粉は使用されておらないということを確認しております。サンプルをとれなかったところはとれなかった事情も、それは休止している、現在使っていない、現在牛用のも使っていないということで、142 工場全部確認を終えております。

○委員 今の配合飼料メーカーの状況はよくわかりました。

ですけれど、先ほども 8000 頭については肉骨粉が与えられていたと。ただし、その肉骨粉は肉骨粉とはいうものの、中身がいろいろだという御意見がありました。ですから、そこをちゃんと解明する手段はきちんととって、和田さんがおっしゃったようにデータを出していただきたいと思います。そもそもここが問題で肉骨粉が非常に問題になったわけですね。牛に与えてはいけないという行政指導がされていたにもかかわらず与えられていた事実が判明したということが非常に大きな問題だったわけですから、これは非常に重要な問題ですので、軽視できないので、データをちゃんと出していただくなり何なりしてい

ただきたい。

それから、ちょっとごめんなさい。そのほかに申し上げたいことがあります。

そういうわけで、肉骨粉のあらゆる場面での全面禁止という措置をとられたわけですね。私はこれに関してはかなり批判的なんです。なぜかといいますと、なぜこの分野については禁止しなければいけないのかという1つ1つのことについて具体的な検証が本当はされるべきなんです。であるにもかかわらず、それはまさに行政の仕事だと思うんですね。それを言ってみれば放棄した形だと私は思っています。とにかくみんなが騒ぐから全面禁止にしちゃった。それで今物すごくいろんな問題が出てきているわけですね。今後その再開についてはこの検討委員会で検討しろと私なんかは受けとめられるんですよ。このやり方ですね。このやり方に関しては非常に批判を持っているということを一言申し上げたいと思うんです。

なぜこんなことになっちゃったのかといいますと、そもそも先ほどもEUの指摘があったにもかかわらずというような話もありましたけれども、完璧に日本がBSEに対して安全だった、安全だというふうにして認識していたのかというのが不思議なんですけれども、感染している可能性というのはあったわけですね。過去のえさの輸入の実績からいって。そういう事態があったにもかかわらず、そういうことに対して何も今まで対策をとってこなかった。で、突然出現してしまったものですから、要するに適切な対応がとれなかった。で、どたばたになって、不安が広がるようなことを結局やってしまったわけですよ。誤情報を流すということもあったわけですから。そういうことが重なり合って現状を来してしまった。既に起こってしまったことをあれこれ言っても、本当に済んでしまったことなので、仕方がないんですけれども、でも、そのことの究明をきちんとやらないと、今後いろんな安全の問題というのか新しく出てくる可能性がある。そういう場合にまたこのようなことが起こらないためにも、そこはきっちりと私は究明しておきたいと、そういう思いが物すごく強いです。

先ほど肥料の話も出ましたけれども、どうして肥料に肉骨粉を使ったら危険性がどこにあるのか。肥料もそうですし、ペットフードもそうですし、そういうことの1つ1つの検証があって、要するにリスクですよ。リスクの判定がないんですよ。リスクを判定して、だからこういう対策をとるといのがなくて、とにかく一括でとりあえずやめちゃおうよというのは非常に乱暴な政策だと私は思っています。

○梅津審議官 今5点ないし6点御質問がありましたが、非常に大事な御意見、御質問で

すので、まとめて御説明させていただきます。

リスクの判定という概念がない。まさにそのとおりなんです。それで、いろいろな1つ1つの検証がないままに全面禁止をしてしまったということがいがかかという指摘がありました。一方、国会とかその他では遅かったと、遅過ぎたという批判もいただいております。なぜ20日間もかかったのかという批判も現に国会でもいただいております。これに対して大臣は、この肉骨粉の全面使用停止——これは禁止ではございません。あくまでも製造・出荷の停止の要請です、現時点では。これをするに当たっては、ここにおられるペットフード、あるいは肥料、その他非常に幅広い影響があり、それを検証する必要があった。あるいはSPS協定ということで、内外無差別、国際的な国々との調整も必要であったということがあります。

それでは、今、委員のおっしゃったことをすべて1つ1つ検証し終えた上で、10月1日の発表をするとなれば、また相当後、何週間も何カ月もかかったろうと思います。

検証というのは、そう口で言うほど簡単ではありません。行政は、その検証の程度が仮に不十分であっても、それによってもたらされるマイナスが非常に大きいということが判断されれば、たとえ検証が不十分だというそしりを受けても即断しなければならない場合があります。そこで10月1日の大臣の記者会見では、これは政治判断でやる。前段2行に、鶏、豚には科学的に何の問題もないと、資源利用の観点から合理的な方式であると書いてございますけれども、にもかかわらずあえてああいって形で全面停止要請をしましたのは、1つは先ほど来申し上げております流用・誤用の懸念、おそれ。

2点目は、肉骨粉全体に対するイメージ、不安感から牛肉以外の食肉、畜産物に対する懸念にもつながりかねないということで、この際、今ある肉骨粉については、俗な言葉で言えば1度クリアランスしようという大臣の判断で、ペットフード、肥料を含めて一たん一時停止という判断をしたものでございます。

そういう意味で、私どもその間相当検証の努力をしましたがけれども、検証が不十分であったという点については、そういう点があるということは承知の上で、より大きい目的のために判断したということを御理解願いたいと思います。

それから、完璧に安全と認識していたとか、今まで何もしてこなかったという御発言がありました。最後に委員はリスクの判定がないという議論がございましたけれども、私は完璧ということはありません。昨日のテレビ番組でも大臣は、今、あの1頭以外、日本にBSEの牛が1頭もないということは私は申しませんと、そう言っています。

いろいろなところでリスクは必ずあります。行政も、あるいはここにおられる方を初め、いろんな段階でそのリスクを小さくする。えさから、と畜場から出ていく製品までいろんな段階があります。例えば農家からと畜場に出荷する段階では家畜保健衛生所の獣医師さんが牛を見ます。と畜場に届いたらと畜検査員が牛を見ます。その後、解体前検査もします。内臓の一切れまで検査員がチェックをする。そういう二重、三重の検査があってリスクを小さくする。ただし、ゼロとか、完全というのはあり得ないと思います。私どもはそういう言葉、ゼロとか完全という言葉で行政をすることは、そこまでできないと思います。どこまでリスクを小さくできるか、そういう問題だろうと思っております。

EUの対応以来、私どもいろいろなことをやってきております。例えば輸入肉骨粉の輸入についてはOIEの基準の133度、3気圧、20分というものをクリアしたもの、そういう相手国の証明のあるものだけを動物検疫所が確認して入れております。それは世界のグローバルなルールです。

それから、1点目で200戸、8000頭というお話がございました。これは肉骨粉だけではなくて、先ほど血粉とか骨粉とか骨炭とか、そういったものがございました。それぞれ肉骨粉と骨粉、骨炭、あるいは血粉、そういうもののリスクがどれくらいの差があるのか。そこはリスクの程度ですから、必ずしも科学的な文献がどこまであるか、私は承知しておりません。ただ、今の時点で血粉はいいとか、骨粉はいいとか、またそういう例外をつくるのがまた不安を残すという大臣の判断もありまして、この際全部クリアランスして、対象に含めようということにしたわけがございます。

先ほど来ペットフードの関係の方、それから肥料の関係の方から具体的なお話がありました。そういったお話、例えば品質が違う、形状が違う等々で流用・誤用のおそれはゼロではないにしても、極めて小さいというふうな合意が得られれば、それに応じた扱いをするということではないかと私どもも考えております。

それから、誤情報とか、先ほど二転、三転という話がございました。これも何度も言われておりますけれども、正確なことですので御説明させていただきます。

冒頭申しましたように、千葉県下のと畜場に運ばれた牛がBSEではなくて、敗血症と判定されたというのが1つの発端であります。そのと畜場の検査員の方が敗血症と判断するに当たっては、ベテランの獣医師さんでありますから、私はそれなりの実態上の根拠があったらと思います。外部の傷とか、けがとか、そういったものからBSEではなくて、敗血症と判断するについて、具体的に状況を見ておりませんが、プロの獣医師

さん、ベテランの検査員ですから、それなりの根拠があつてのことだったろうと思います。

しかしながら、結果としてBSEと判定しなかった。もしBSEと判定されていれば、検材部、採材部だけが帯広畜産大学の品川チームにいて判定される。その残りは焼却される。そういうルールがありましたから、そうなっていたはずであります。

ところが、敗血症と判断されたために、従来の約束に沿って、頭部は家畜保健衛生所に輸送されて、そこでBSE判定を受けた。この場合のBSE判定の目的は、その肉が出荷していいかどうかの目的ではなくて、日本がどれくらいBSEの正常度があるかという正常度を維持し、証明し続けるための検査なんです。サーベイランスなんです。

先ほど申しましたと畜場の食肉衛生検査所でやる検査は、食肉の安全性を証明するための検査です。家畜保健衛生所、それからその延長で動物衛生検査所が行った検査は、我が国のBSEのいわばリスクなり、あるいは逆に正常度を常にサーベイ、つまり把握して、それを証明し続けていくための調査であります。

ですから、全く可能性がないと信じ込んでいたとか、そういうことではありません。可能性があると考えたからこそ、年間300頭程度の材料をとって家畜保健衛生所、そこでとれなければ動物衛生検査所で検査するわけがないのであります。当然問題意識を持ってやっていたわけでありまして、またEUの危険度に応じて、ことし1月からはEUからの関連製品の輸入を禁止するといった措置も講じております。

1点、初期の情報に混乱を招いたのは、私どもの担当部長が、BSEという判断のもとに、したがって、その牛は焼却処分されたであろうという、いわば思い込みで焼却処分と発表した。その後、茨城県下と徳島県下にその患畜に由来する肉骨粉が存在するという情報が両県から入って、そこでこれはBSEという判定に基づく処分ではなくて、敗血症という判定に基づく処理で、したがって頭の残りの部分は肉骨粉になったということを再確認して、その両県に肉骨粉として存在するという発表をした。訂正記者会見を14日の夜にしたというのが事実関係でございます。この思い込みによる発表の訂正は、もちろん私ども行政としておわびしなければいけないと思いますし、思い込みというのはまさにどんな場合でもあってはならないわけですがけれども、その茨城と栃木の肉骨粉も全量その後追跡をして、反すう動物には給与されていないことを確認しております。一部、豚、鶏、それから養魚に使われていた。大部分は今現在隔離、移動禁止をかけております。いずれ焼却するつもりです。

そういったことで、二転、三転ということはございません。1度担当部長が事実関係を

思い込みで誤った発表をし、それを訂正したということでございまして、その点、ぜひ誤解ないように、正確な御理解をお願いしたいと思います。

そういったことで、委員からリスクの概念がないというお話でございましたけれども、この問題、ゼロか1かと。ゼロでなければ、全部危険だというような議論がやや大宗を占めているように思います。飼料の輸入から始まって、製品の出荷、あるいはそれぞれ小売店、焼肉屋さん、いろいろな段階でいろいろなチェックと申しましょうか、あるいは処理があるわけでありまして。最後のと畜場ではまさに食肉検査員の方が肝臓の1片まで検査した上で出荷するわけでありましてから、そういうことで、いろいろな段階でリスクを極小にする努力がされている。10の何乗分の1かのリスク、またその乗数が最終的なリスクである。そういうふうに考えて、どの部分のリスクをさらに小さくできるかという問題であらうと思います。

ですから、ゼロでなければ必ず危険だという発想では現実的な対応はできないと言わざるを得ない。そういう問題ではないかと思えます。

○委員 ただいまの問題、生産者サイドからちょっと発言させていただきたいんですけど、1つはこの問題を検討する場合、先ほど委員がおっしゃったように、原因というものをきちっとしておく必要があると思います。

したがって、冒頭に、私、発言したときにも言いましたけれども、本当に肉骨粉以外の牛由来のカルシウム剤、骨炭も含め、骨粉も含め、こういうものが原因で起こったかどうかということを明確にする必要があるだろう。そういう点からいくと、どうも今回の1頭出たものは、やっぱり肉骨粉が原因だと。これがどこで入ったかはわかりませんけれども。

というのは、先ほどの資料の中でも、現に95年には乳牛で222トン、96年にも8トン使われているという統計があるんですね。これが原因で起きたという可能性は私は強いのではないだろうかと。そうすると、農水省は何もやってこないというのではなくて、それなりにやってはきたけれども、ちょっと遅かった。それで、過去にこういうことがあって、これが原因で今起きていて、その後の骨粉等が原因ではなかったのではないか。この辺は明確にしておかないと、消費者の不安が非常に大きくなるということが1点です。

もう1つは、梅津審議官からいろいろお話がございましたけれども、私ども生産者サイドの考え方からいきますと、こういう時代になって、国際的な悪性伝染病というのは幾つかあるわけですね。昨年発生した口蹄疫、この狂牛病、それから私どもの鶏の世界でニワ

トリインフルエンザというのがございます。このニワトリインフルエンザは人間にうつるわけです。現につい何年か前に香港で何人も亡くなっているわけですね。我が業界としてもこれが万が一入ってきたら、鶏卵の消費が何十%か減って、日本の鶏卵産業は大変になるだろうと危機感を持って、実はきのうも養鶏協会の中で対策会議を開いたばかりなんです。

しかし、生産者は非常に危機感を持っておりますが、今回のこの事実が発生したということは、きょうは農水省を追及するとか、そういうことではないんですけれども、いろいろおやりになっていたかもしれないけれども、結果としてはこういう国際的な悪性伝染病に対する危機管理意識と対応がやはり甘かったという1つ証拠にならないだろうか。なぜならば、必ずこういうものは入ると思わなければいけない。ニワトリインフルエンザが入ると思わなければいけない。入ったときにどうするんだかという対応策をあらかじめとっておかなければいかんです。それさえあれば今回のこともそんなにここまで問題が大きくならなかったのではないかと思うんです。

ですから、千葉県の場合なんかでも、県の課長さんがそこにいらっしゃいますけれども、本当に死亡牛とか、あるいは病畜の処理もなかなかまだ円滑に進んでいない。それで農家は困っているのが第1点です。

それに加えて、牛も出せない。出しても半値。これからシーズンですからね、肉は。10、11、12月はシーズンですから。農家の経営も非常に危機に瀕しているというのが実態です。それはやはり国としてもこういう国際的な悪性伝染病に対する危機管理をもう1度見直して、万が一出たときにはどう対応するんだということを含めて対策をしておかないと、また鶏の場合も含めて、口蹄疫もまた出ないとも限らないわけですから、この辺はやっぱりちゃんとしていただきたい。よろしくお願いします。

○委員 時間があんまりないので申しわけないのですが、この会議が今後どういうスパンで行われるのかわかりませんが、反省すべきところはいっぱいあるかと思うんです。今の海外悪性伝染病に対する危機管理も、農政も、衛生もまさにそういう意識は持っていないながら、まさかという甘えがあったことは否めないと思います。

ただし、これまでの経過だけ議論していても、今この問題を当面解決するには何が必要なんだと。この高速道路がまさに渋滞でとまっているところで、大動脈がとまっている中で、今どうすれば当面の解決ができるのか。その議論をきょうしないで、また年度内に方針を出しましょうなんて、とてもそんな悠長なことは言っていられないはずです。きょう

は少なくとも大臣なり、また政治的な判断があるかもしれませんが、我々が努力して、厚労省さんと一緒になって、我々が全国で今もし全頭やれと言うなら多分動くかもしれません。やれと言うなら、そういう世論であればやらざるを得ないという厚労省のお話になるかもしれません。我々は現場でそういう検査体制を今つくりつつあります。18日に全部は間に合わないかもしれないけれども、1頭、1頭完全に検査をして、スクリーニングをして、陰性のもののみしか出さない。それから、陽性の疑いのあるものはすべて最終的な確認検査までやりますよと。

そのときに安全な食肉をすべて流通に、それ以外のものは乗せませんと。疑われる部分は多少懸念されるリスクの高い臓器は全部焼却、仮にそのシステムができたとして、そういう体制を今つくって、消費者に安全なお肉を提供しようとしている。その前後が何ら解決されない状態だったら国民はあしたからお肉を食べられないはずで。18日になっても一切れも食べられないかもしれない。その状況をきょう皆さんどういうふうに議論とか、方向づけをするんですか。

座長、その辺、ちょっと整理して次を考えてください。

○座長 きょうはいただいた御意見の要点を最後にまとめさせていただきまして、厚労省、それから農水省の方でそれを踏まえて必要な対策を御検討いただくという段取りで私としては進めさせていただければと思います。

○委員 今おっしゃったとおり私も全く同じで、ペット業界の方、生産者、フェザーの鶏の方ですとか、病畜死亡がもう既に困っているよというような現状があるわけですね。そういうことを踏まえて我々副生物業界も実を言うと、もうあすから困っているような状態なんです。なぜかという、副生物の方でも骨が出る。いわゆる不可食の部分がたくさん出るわけですね。それがと場の中に山になっちゃったら、もう議論はできないわけですね。できないというか、困っちゃうわけですね。

それで、今、皆さんのいろいろ意見を聞いていますと、肉骨粉を必要な人もいる。必要でない人もいる。きちっと整理したらほしい人もいる。たくさんおられるわけですね。ただ、そのやり方がちょっとまずかったかなというような、やり方というか、製造の仕方とか、そういうのを工夫はしなければならいんですけれども、我々副生物業界は、要するにレンダを含めてですけれども、もうあすからどうするかということで、山になっちゃって、焼却場も余りない。出口が詰まっちゃっているということを、もしできれば何らの方法があるならば示してほしい。それによって一步でもすすんで、1日でも2日でもそれ

を処理しちゃって、それから今皆さんがおっしゃった表示の問題ですとか、いろいろな問題がいっぱいあると思うんですね。それは片づけられる問題であって、今おっしゃったように、禁止したわけではないですよ、要請ですよ、今審議官の話もありましたが、その辺はゆっくり――ゆっくりじゃなくて、できるだけ速やかにやればいいのであって、我々はもうあしたから困るんです。

要するに出口がないから、何回も言うようですけれど、出口がないから困るんです。その辺をぜひよろしく、行政が、厚生労働省の方も、農水省の方も、それこそ言葉がちょっとあれかもしれないですけど、畜産のテロだとぐらいに考えてやってほしいということ、私は強くお願いいたします。これは畜産のテロなんだと。表現が悪いですけども、そういうような考えで全面的にやってほしい。先ほど言ったように、全量検査できないよじゃなくて、やるにはどうしたらいいかということを考えてほしい。それは財政的な措置も必要なんだろうし、人的な措置も必要なんだろうし、設備的な措置も必要だ。それはよくわかります。それはみんなわかるんだけど、じゃ、できないからどうしたんだとか、理由ばかり言っていてできないから、やれるためにどうだということを国の方で全面的に考えるべきだろうし、考えてやってもらわなければ、この話はもうあさってごろからパニック状態になりますということだけは私は非常に心配しておりますということでございます。そういうことですから、よろしくお願いいたします。

○梅津審議官 先ほど今の対策の①から⑥まで御説明しましたけれども、私ども今一番急いでいるのは、回っていくということなんです。それで、具体的には今ある肉骨粉の焼却処理、それから、これから日々出ていく副産物の処理、これは一たん肉骨粉にしませんと、量が膨大ですし、ハンドリングの問題でも合理的ではありません。したがって、日々出ていく副産物を一たん肉骨粉に処理した上で焼却処分するということのサイクルが回っていくために、当然それに必要な一定の経費があります。これをどういった格好で支援していくか。当然財政当局とずっと調整しておりまして、おおむね方向が見えております。

したがって、先ほど来の病へい畜の処理もありましたけれども、いわゆる化製事業者、レンダ事業の業者さんの方がその工場がきちんと回っていくということがサイクルを維持する上で不可欠ですから、それを回すための物理的、経済的な条件を関係のところとずうっと詰めておりまして、そう遠からずきちんとした結論が出るというふうに申し上げていいと思います。

もう1点は、具体的にどこで燃やすのかという具体論があります。これは環境省、環境

大臣とも私ども大臣が協議しまして、環境省の方からも各県の廃棄物処理部局に御指導いただいて、具体的にどこのレンダ屋さんの倉庫にある骨粉をどこの焼却場で燃やすのか。そういう具体的な結びつきをつくってくれということを都道府県を通じてお願いしてございます。短期間にですけれど、早くつくって、報告してくださいということを私どもからも要請し、環境省からも都道府県の廃棄物処理部局に指導いただいております。

そういう物理的条件と経済的条件が相まって、今申しましたレンダリングの流れ、副産物の流れがきちんといくようにということを最優先で取り組んでいるつもりです。

もう1点は先ほど課長から補足がありましたが、関係事業者への緊急融資、経営問題、経営支援、この2つを最優先に取り組んでいるつもりです。

それで、先ほど資料6として「肉骨粉の飼料利用の現状と規制」という横長の表があったかと思います。その3ページをちょっとごらんいただきたいと思います。この右側のフローチャート、ちょっと小さくて見にくいんですけども、これが厚生労働省と私どもが調整して取りまとめている安全な畜産物の供給体制のいわば流れ図です。

左側からいきますと、牛が農家からと畜場にいきますと、30 カ月齢以上の全頭検査が行われて、そこでマイナスと判定されたものしか安全な牛肉として出ていかないという仕組みになります。

その前段で、家畜保健衛生所がサーベイランスを強化して、これは出荷していい牛か、あるいはちょっと問題があるから家保で撤収して少し検査するかということの指導、判別を家畜保健衛生所がやります。

それから、当然と畜場にいった段階で食肉衛生検査所のと畜検査員の方が生体の検査、解体前検査をします。そして、先ほど来ありましたように、危険部位4部位は全部焼却するという、そういう体系が、今も研修をやっておりますけれども、厚労省との間できちっとできていると言って間違いないと思います。

それから、左上の肉骨粉についても、現時点では輸入、それから製造・出荷の一時停止の要請でありますけれども、きのうも国会で議論がありましたが、指導では甘いのではないかという議論がありました。そこで、飼料用の給与については法令に基づく規制ができないかということを今詰めております。9月18日から牛から牛への給与を法令で規制することとしましたように、牛以外の、鶏、豚への肉骨粉の給与も、もちろん一時的でございまして、法令による措置にできないかということを今詰めております。これもそう長く結論を出すのに時間をかけることはできないと思っていますけれども、これも法手

続上、審議会等ございますので、来週になりますけれども、そういう方向で詰めております。その際には、先ほど来あった肥料なりペットフードのこともそれに応じた整理がなされるべきだろうと思っています。

そういうことで、私どもやれることや必要なことは優先順位をつけてそれぞれ物理的条件、経済的条件も含めて詰めておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○委員 よくわかりました。可及的速やかに、特に3点の最初言われたことについてはぜひ実行していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員 3ページの図表なんですけれどね。書き方の問題かもしれませんが、現在進められている10月4日から当分の間国内における製造・出荷の一時停止ということで、業界がすべてやっていることは事実なんですけど、この表の一番右側、と畜段階で10月中旬から実施ということで、きょう私どもの意見はこうではないにしても、ここではと畜場における30カ月齢以上の全頭検査の導入という格好になって、その右側ですね。安全な肉骨粉ができるというときに、「念のため焼却」というこの文言は、これは本当にここに今時点で書いておく方がいいのか、今時点が一時停止ということはよくわかるんですが、10月以降、私どもは安全な牛肉、安全な原材料、もちろん安全な原材料というのは一定のクリアすべき条件があるということはわかるんですが、少なくともここでこれから先、消費者の方々と具体的に議論するときに、この「安全な肉骨粉」イコール「念のため焼却」というのはちょっと文章がきつ過ぎはしないのかなと、正直言ってそう思います。

○梅津審議官 よくわかりました。

○座長 この部分は恐らく科学的な知見に照らして正しく対策をとる必要があるんだと思います。文言はもちろん今のままではぐあいが悪いかもしれませんが、というふうに私は思います。

○委員 安全性の問題を待っていますと、出口がとまっていくと。早急に方向づけといういろんな意見が出てきていると思いますけれども、肉骨粉そのものを牛に与えるということについては問題があるということははっきりEU委員会でもしているわけですね。それ以外の部分について全面的に禁止したと。これは政治的判断だということですが、じゃあ、日本全体の畜産、あるいは関係業界がどういう形で、今審議官が言われたように、全部焼却して、市町村の焼却施設で燃やすということが確約がとれて、順調に出口が出ていけばいいわけですが、私はなかなかこれは難しい問題じゃないかと。より安全という問題を考えれば、完璧に1つずつつぶして、安全だという中でやればいいんですが、

これはなかなかリスクの問題、先ほどのお話と同じように私は大変なことだと思います。肥料だとか、あるいは豚、鶏について問題がないという前提で考えるなら、1つずつその辺は可及的速やかに見直していかないと、業界全体が大変な問題になると思います。

同時に、このことがいいということであれば、消費者の方は多分、安全だったらほかの国に食肉を求めていこうと、もし仮にそんなことになったらもっと大変なことだと思います。ですから、国民の多くの方はこの実態をよく理解していただいて、安全である。豚や鶏は、あるいは肥料については問題ないだろうという見解を早く出して、早く循環をしていかないと、これはやはり私は大変なことになると思います。

○委員 私は、今の段階でいろいろな御意見があると思いますが、やはり全面禁止というのはやむを得ない処置ではなかったかなと思います。そして、やはりできるだけ早く消費者も含めて納得できる形で、この部分は大丈夫なんだということであれば、1つ1つそここのところを手を打っていくという、それもできるだけ、今もお話が出ていますけれども、急ぐ必要があると思っております。

それともう1点は、安全宣言というお話がありましたけれども、やはり完全に100%というようなことは、かえってそんなことあり得るのかということにもなります。ですから、情報を、今ここまでやって、こういう結果が出ているんだということを随時、正しい、そしてわかりやすい言葉で出していきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、先ほど私の言葉が足りなかったかもしれませんけれど、えさの問題ですけれども、牛に違法に肉骨粉が使われていたということではなくて、実際に流用・誤用されて、牛の口に入っていたという事実があるわけですから、その辺のところの実態なり、表示なりを含めて事実をちょっと示していただきたいと申し上げたことです。

以上です。

○座長 かなり予定の時間を過ぎておりますけれども、そろそろ取りまとめをしたいと思っています。

その前に、豚・鶏用飼料の問題、それからペット用、犬、猫ですね。それから、豚、鶏の肉骨粉を肥料にすることのリスク、そういった問題についてかなり問題はないだろうというふうに考えられているわけですが、科学的に見ましてもその点はBSEに詳しい先生、そういう部分はどのようなふうにお考えになるでしょうか。

○委員 豚や鶏に牛の肉骨粉を食べさせても問題ないんじゃないかということですか。

○座長 いや、豚・鶏由来の肉骨粉を豚、鶏、それからペットに食べさせる、あるいは肥

料に使うという部分です。

○委員 そうことですか。

もとが豚、鶏だったら僕は問題ないと思っています、豚に食わせても、鶏に食わせても。原材料がですね。今我々が肉骨粉というのは、ちょっと言葉は足らずのところであって、牛の肉骨粉ということを言っているわけですね。羊でもいいんですけど、反すう動物の肉骨粉のことを言っているわけですね。ですから、反すう動物以外の肉骨粉だったら問題ない僕はと思っています。

○委員 O I Eの方でも一番心配してやっていますのは、反すう獣動物由来のものを反すう獣動物にやるかどうかというようなことで、そういう点からいくと、今、委員からお話がありましたように、豚、鶏からのものは別問題ではないのかと考えられます。

ただ、注意を要することはヨーロッパなんかでも言われているように、反すう獣に由来のものと豚・鶏由来のものが混ざり合わないようにすることです。これが整理できるのであれば、豚、鶏のものの使用を押さえるということはなかなか困難が多いのではないのかなというような気がします。

○座長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見ないようでしたら、そろそろ取りまとめを。

○委員 千葉県の畜産課長でございます。委員の立場というか、千葉県の畜産課長として一言申し上げさせていただきたいと思います。

いずれにしても発生県ということで、ある意味ではさまざまな業界等に対して、言葉としては適切ではないかもしれませんが、御迷惑をおかけしていることをおわびしたいと思います。

発生県として最終的に9月22日にクロということで、知事を本部長とする対策本部をすぐに設置しまして、県として今何が必要なのかということで、県のいわゆるけじめとしてできる幾つかの対策を発表したわけです。

1つとしては、今議論にもなっておりますが、いわゆる肉骨粉の豚、鶏を含めた自粛、あるいは県として独自のえさの検査の体制整備、これは飼料検査所が行ういわゆる工場検査とは別に、農家、あるいは販売店側の肉骨粉の有無の検査をする。その他、幾つかの融資の問題とか対策を講じているわけでございます。

今、話題になっておりますと場の出口の部分、残渣の部分ですが、実は私どもの県は約2週間前に、言ってみれば行く先が途絶えたという事実がございます。これについては緊

急避難的な方策として、いわゆる一般廃棄物という中で、レンダー業界でないところで処分、言ってみれば焼却ということで緊急避難的に現在対応しているところでございます。これはあくまでも緊急避難ということですから、いわゆる恒久的な対策にはならないわけですし、今、県としていわゆる肉骨粉にして、それを焼却する。県のある意味では責任としてそういう方策を今検討しているところでございます。

これにあわせてへい獣の問題も同様にそういう方向で今検討しております。

これもいつまでというのではなくて、一日も早くということで取り組んでおりますので、我々からすれば、けじめとして県民のためにいち早く安心させるということで、取り組んでおりますので、ひとつ千葉県を温かい目で見えていただきたいし、我々も全庁的な取り組みとして取り組んでおりますので、何分の御理解をいただければと思います。

何か最後にちょっとこういうことで一言言わせていただきました。よろしくお願いいたします。

○座長 どうもありがとうございました。

本日は、非常に熱心な御意見、御討論をいただきましてどうもありがとうございました。簡単に最後にまとめさせていただきます。

一般的な事柄として、まず1つは安全宣言を早くしっかりと出してほしいという御意見が何人かから出していただきました。

それから、新聞等でわかりやすく国民に対策の全体像についての説明をクリアにしてほしいという御意見をいただきました。

それと関連するのですが、事実関係、それから情報を正確に、迅速に出してほしいという、御意見をいただいております。

それから、入り口といいますか、の方のお話として、国民に安心感を与えるためには、30 カ月齢以上の牛だけではなくて、全頭検査を実施してほしいという御意見を数人の委員からいただいております。

それとリンクするわけですが、出口の部分で副産物の処理が円滑に進むことが食肉の安定的供給のために重要であるという御意見。

それから、へい獣処理についても円滑に行われるように早急にしていきたいということをしていただきました。

それから、かなり個別的なことになるわけですが、肉骨粉のことにつきましては、蒸製

骨粉、血粉、チキンミール、フェザーミールというお話も出てきましたけれども、などの安全な肉骨粉につきましては、豚・鶏用飼料として循環してもいいのではないだろうか。それから、科学的にもそれは何ら問題ないのではなかろうかと。そういう御意見を多数の方からいただいております。

それから、肥料につきましても、そういった観点から安全ではなかろうかという、そういう御意見を多くの方からいただいております。停止措置を早急に解除してほしいという御意見をいただきました。

それから、それぞれの品目ごとにいずれにしても検証し、リスクをきちっと評価して、それでそれぞれの品目ごとに行政対応をしていただきたいと、そういう御意見をいただきました。

恐らく以上で集約されているかと思いますが、これを踏まえまして、農水省、それから厚労省で必要な対策を講じていただくということにさせていただきたいと座長の立場からお願いいたします。

もし特段御意見ございませんようでしたら、これで閉会させていただきたいと思います。

それから、議事録につきましては、事務局で案をつくってもらいまして、委員の皆様にも内容の確認をいただいた上、名前を伏せた詳細な議事要旨の形で公開ということにさせていただきたいと思います。

次回は、今回の意見を踏まえまして、さらに将来的取り扱い、残っている問題につきまして、討議をいただきたいと思います。

最後に事務局から事務連絡があらうかと思いますが、それをお願いいたします。一応これで閉会いたします。

○田原畜産技術課長 本日は、長時間にわたり御意見をいただきましてまことにありがとうございます。

本日の議事要旨につきましては、まとも次第委員の皆様方にお届けいたしますので、内容の御確認等に御協力くださいますようお願い申し上げます。

また、次回の日程でございますけれども、本日の議論の中で可及的速やかな対応という御意見も強く出されたところでございまして、これから具体的な日程については委員の皆様様の御都合を調整させていただいた上で開催したいと考えております。こちらの方もよろしくお願いいたします。

以上でございます。